

## 第 2 分 科 会 (No. 4)

1 日 時 令和5年9月19日(火)  
午前10時00分 開会  
午後 0時02分 休憩  
午後 1時00分 再開  
午後 3時39分 閉会

2 場 所 第1委員会室

### 3 出席委員 (19人)

主 査	日 野 雄 二	副 主 査	永 井 佑
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	西 田 一	委 員	中 島 隆 治
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞 智 子
委 員	木 下 幸 子	委 員	大 久 保 無 我
委 員	森 結 実 子	委 員	小 宮 けい 子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	藤 沢 加 代	委 員	荒 川 徹
委 員	有 田 絵 里	委 員	大 石 仁 人
委 員	井 上 しん ご		
(委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	泉 日 出 夫)

### 4 欠席委員 (0人)

### 5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総合保健福祉センター担当理事	古 賀 佐 代 子
総務部長	星之内 正 毅	総務課長	小 河 浩 介
保護課長	大 久 伸 治	技術支援部長	富 原 明 博
精神保健福祉センター所長	藤 田 浩 介	認知症支援・介護予防センター所長	仲 山 智 恵
地域福祉部長	名 越 雅 康	長寿社会対策課長	徳 永 晶 子
介護サービス担当課長	吉 竹 明 紀 子	先進的介護システム推進室次長	馬 場 宗 一 郎
障害福祉部長	西 尾 典 弘	障害福祉企画課長	樋 口 聡
障害者支援課長	三 好 秀 樹	指定指導担当課長	久 保 利 之

精神保健・地域移行推進課長	角 田 禎 子	健康医療部長	河 端 隆 一
地域医療課長	木 村 亮	市立病院担当課長	村 上 敏 正
保険年金課長	世 利 徳 啓	健康推進課長	上 野 朋 子
保健衛生部長	肥 塚 隆 男	保健衛生課長	石 坂 瑠 美
動物愛護センター所長	城 井 隆 行	感染症医療政策部長	吉 峯 禎 利
感染症医療政策課長	奥 栄 治	医療政策担当課長	重 岡 直 之
企画調整担当課長	藤 原 孝 行	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	金 子 直 哉
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	高 橋 典 子	感染症医療対策部長	平 井 智 久
感染症医療対策課長	小 野 祐 一	保健環境研究所長	佐 藤 健 司
保健環境研究所次長	世 戸 伸 一	人権推進センター所長	櫻 江 信 夫
人権文化推進課長	小 嶺 敬 子	同和対策課長	仕田原 典 生

外 関 係 職 員

## 6 事務局職員

委員会担当係長 有 永 孝 書 記 廣 池 和 哉

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	議案第121号 令和4年度北九州市一般会計決算についてのうち所管分	議案の審査を行った。
2	議案第122号 令和4年度北九州市国民健康保険特別会計決算について	
3	議案第123号 令和4年度北九州市食肉センター特別会計決算について	
4	議案第136号 令和4年度北九州市介護保険特別会計決算について	
5	議案第140号 令和4年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算について	
6	議案第142号 令和4年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算について	
7	議案第146号 令和4年度北九州市病院事業会計決算について	

## 8 会議の経過

○主査（日野雄二君）開会します。

本日は、保健福祉局関係議案の審査を行います。

議案第121号のうち所管分、122号、123号、136号、140号、142号及び146号の以上7件を一括して議題といたします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭をお願いいたします。なお、議案説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。保健福祉局長。

○保健福祉局長 おはようございます。保健福祉局の武藤でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から保健福祉行政の推進に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本日は、保健福祉局から令和4年度決算につきまして御審議をお願いしております。

後ほど総務部長から詳細を説明いたしますが、令和4年度において保健福祉局では、新型コロナウイルス感染症への対策、それから、健康課題、地域福祉への取組の強化、ウイズコロナ、ポストコロナへの対応の各分野を重点事項として様々な施策に取り組んでまいりました。令和4年度の決算は、歳出総額約4,136億円、予算執行率93.8%となっております。

今後も引き続き、誰もが安心して住み慣れた地域で生き生きと暮らすことのできるまちづくりを目指していくとともに、市民に信頼され、理解と共感を得られる保健福祉行政を目指して取組を進めてまいります。

どうぞ本日はよろしくをお願いいたします。

○主査（日野雄二君）ありがとうございます。総務部長。

○総務部長 それでは、保健福祉局の令和4年度決算について御説明いたします。

お手元のタブレットに配付しております令和5年9月議会決算特別委員会資料の2ページをお開きください。

まず、議案第121号、令和4年度北九州市一般会計決算のうち保健福祉局所管分についてです。説明の便宜上、金額は万円単位といたします。

初めに、一般会計の歳入の収入済額を中心に御説明いたします。

款項目が多岐にわたりますので、主な目に絞って御説明します。

まず、16款分担金及び負担金の1項1目保健福祉費負担金の収入済額11億3,981万円は、公害健康被害補償給付に係る公衆衛生費負担金などです。

続いて、18款国庫支出金の1項1目保健福祉費国庫負担金の収入済額586億4,277万円は、障害福祉サービス事業などに係る社会福祉費負担金や生活保護費などに係る生活保護費負担金などです。

次に、18款2項2目保健福祉費国庫補助金の収入済額223億17万円は、電力・ガス・食料品等

価格高騰緊急支援給付金の支給などに係る社会福祉費補助金や新型コロナウイルスワクチン接種などに係る公衆衛生費補助金などです。

3 ページを御覧ください。

19款県支出金の1項1目保健福祉費県負担金の収入済額156億3,812万円は、障害福祉サービス事業などに係る社会福祉費負担金や国民健康保険に係る国民健康保険負担金などです。

19款2項2目保健福祉費県補助金の収入額29億5,936万円は、新型コロナウイルス感染症への対応などに係る公衆衛生費補助金などです。

4 ページを御覧ください。

24款諸収入のうち、6項4目雑入の収入済額17億8,113万円は、後期高齢者医療療養給付費負担金の返還などに係る社会福祉費雑入や生活保護費の返還に係る生活保護費雑入などです。

以上、一般会計の歳入合計は、ページ一番下、予算現額1,189億2,612万円、調定額1,050億9,853万円、収入済額1,042億4,932万円、収入未済額7億4,512万円となっています。

次に、歳出決算について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

まず、3款1項1目職員費の支出済額は91億8,485万円です。

3款2項1目社会福祉総務費の支出済額278億9,610万円は、後期高齢者医療制度に係る負担金や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る経費などです。なお、備考欄記載の翌年度繰越額1億6,315万円は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業において、国補助金の返還が翌年度となることなどによるものです。

次の3款2項2目障害者福祉費の支出済額490億1,104万円は、障害福祉サービス事業経費や障害児通所、入所支援経費などです。なお、翌年度繰越額1億9,698万円は、こどもの安心・安全対策支援事業経費において適正な事業期間を確保できないため、翌年度に繰り越すものです。

7 ページを御覧ください。

3款2項3目老人福祉費の支出済額37億6,659万円は、老人保護措置等事業経費や福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業（介護）経費などです。なお、翌年度繰越額3,748万円は、民間老人福祉施設整備補助事業において、国の内示変更のため、翌年度に繰り越すものです。

8 ページを御覧ください。

3款2項7目社会福祉施設整備事業費の支出済額5億6,732万円は、社会福祉施設等の施設整備に要した経費です。なお、翌年度繰越額6億343万円は、社会福祉施設等施設整備事業において、適正な事業期間を確保できないため、翌年度に繰り越すものです。

3款3項1目公衆衛生総務費の支出済額2億3,321万円は、総合保健福祉センターの管理運営事業経費などです。なお、翌年度繰越額1,620万円は、総合保健福祉センター空調機更新事業において、更新設備の製造に日時を要したため、翌年度に繰り越すものです。

3款3項3目予防費の支出済額192億4,440万円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る

経費や定期予防接種事業経費などです。なお、翌年度繰越額34億7,000万円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業において、国の事業期間延長のため、翌年度に繰り越すものです。

9ページを御覧ください。

3款3項8目病院費の支出済額28億4,256万円は、地方独立行政法人北九州市立病院機構に対する負担金などです。

10ページを御覧ください。

3款5項1目保健所費の支出済額21億154万円は、保健所機能強化事業経費や健康増進関係経費などです。

3款6項2目扶助費の支出済額405億3,329万円は、生活保護受給世帯に支給した生活保護費等です。

11ページを御覧ください。

3款8項1目繰出金の支出済額は313億3,094万円で、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などに対する一般会計からの繰出金です。

以上、一般会計の歳出合計は予算現額2,097億6,600万円、支出済額1,911億3,528万円、翌年度繰越額44億9,025万円、不用額141億4,046万円となっています。

以上で一般会計の説明を終わります。

続きまして、局所管の特別会計の決算について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

議案第122号、令和4年度北九州市国民健康保険特別会計決算についてです。

まず、資料左側の歳入について御説明いたします。

1款1項の国民健康保険料は、1目の一般被保険者分146億1,169万円と下段の2目の退職被保険者等分1,331万円です。

4款県支出金は、本市の療養給付費等の支出を賄うために交付される普通交付金などで、収入済額は、上段の一般被保険者分734億4,986万円です。

上段の5款繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額は106億3,710万円です。

以上、国民健康保険特別会計の歳入合計の収入済額は、1,023億8,266万円です。

次に、資料右側の歳出について御説明いたします。

1款総務費は、国民健康保険の事務の執行に要する経費などで、支出済額は14億3,661万円です。

2款保険給付費は、療養給付に要する経費などで、一般被保険者分722億5,205万円です。

3款国民健康保険事業費納付金は、県全体の国民健康保険の財政運営に必要な費用のうち、国、県等の公費で賄われない部分を医療費水準及び所得水準に応じて県が各市町村に割り当てるものです。一般被保険者分249億4,244万円と退職被保険者等分418万円です。

4 款保健事業費は、特定健診や特定保健指導、給付の適正化などに要する経費で、支出済額は7億2,828万円です。

以上、国民健康保険特別会計の歳出合計の支出済額は、1,006億865万円でございます。

13ページを御覧ください。

続いて、議案第123号、令和4年度北九州市食肉センター特別会計決算についてです。

まず、資料左側の歳入について御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、食肉センターの利用に伴うもので、収入済額は1億4,108万円です。

3 款繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額は1億6,070万円です。

以上、食肉センター特別会計の歳入合計の収入済額は3億7,093万円です。

次に、資料右側の歳出について御説明いたします。

1 款1 項食肉センター費は、食肉センターの管理に要する経費で、支出済額は3億1,485万円です。

1 款2 項繰出金は、公債償還特別会計へ繰り出すもので、支出済額は4,575万円です。

以上、食肉センター特別会計の歳出合計の支出済額は3億6,061万円です。

14ページを御覧ください。

続いて、議案136号、令和4年度北九州市介護保険特別会計決算についてです。

まず、資料左側の歳入について御説明いたします。

1 款1 項介護保険料は、65歳以上の方からの保険料収入で、収入済額は194億9,189万円です。

4 款1 項支払基金交付金は、介護給付費に係る第2号被保険者からの保険料で、収入済額は260億2,962万円です。

3 款1 項国庫負担金は、介護給付費に係る国の負担分で、収入済額は176億3,736万円です。

5 款1 項県負担金は、介護給付費に係る県の負担分で、収入済額は143億8,413万円です。

8 款1 項一般会計繰入金は、介護給付費等に係る市の負担分で、収入済額は160億9,014万円です。

以上、介護保険特別会計の歳入合計の収入済額は、1,082億393万円です。

次に、資料右側の歳出について御説明いたします。

1 款総務費は、介護保険事務の執行及び賦課徴収に要した経費などで、支出済額21億8,217万円です。

2 款1 項介護サービス等諸費は、介護サービス等の給付に要した経費などで、支出済額931億4,259万円です。

3 款1 項地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業、任意事業に要した経費で、支出済額は45億4,667万円です。

以上、介護保険特別会計の歳出合計の支出済額は、1,027億941万円です。

なお、介護保険特別会計の詳細資料を15ページから17ページに参考添付しておりますので、

御覧ください。

次に、18ページを御覧ください。

続いて、議案第140号、令和4年度北九州市後期高齢者医療特別会計決算についてです。

まず、資料左側の歳入について御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料の収入済額は121億6,896万円です。

4 款繰入金は、一般会計繰入金で、上段の後期高齢者医療広域連合納付金分39億5,784万円、下段の事務費繰入金は4億8,512万円です。

5 款繰越金の収入済額は、4億6,645万円です。

以上、後期高齢者医療特別会計の歳入合計の収入済額は、171億5,510万円です。

次に、資料右側の歳出について御説明いたします。

上段、2 款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は160億7,035万円です。

下段、1 款総務費は、事務管理に要した経費などで、支出済額は5億6,123万円です。

以上、後期高齢者医療特別会計の歳出合計の支出済額は、166億4,618万円です。

19ページを御覧ください。

続いて、議案142号、令和4年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計決算についてです。

まず、資料左側の歳入について御説明いたします。

1 款諸収入は、公債償還に関する繰入金で、収入済額は16億6,328万円です。

2 款市債は、市立病院機構病院事業債で、収入済額は5億2,880万円です。

以上、市立病院機構病院事業債管理特別会計の歳入合計の収入済額は21億9,208万円です。

次に、資料右側の歳出について御説明いたします。

1 款1 項市立病院機構病院事業債管理事業費は、市立病院機構への貸付金で、支出済額は5億2,880万円です。

次の1 款2 項繰出金は、公債償還特別会計へ繰り出すもので、支出済額は16億6,328万円です。

以上、市立病院機構病院事業債管理特別会計の歳出合計の支出済額は21億9,208万円です。

20ページを御覧ください。

続いて、議案第146号、令和4年度北九州市病院事業会計決算についてです。

まず、上段の収益的収支につきまして、病院事業収益は、医業収益、医業外収益、特別収益を合わせて、決算額は2億5,138万円です。

その下、病院事業費は、医業費用、医業外費用、特別損失を合わせて、決算額は4億16万円です。

次に、資本的収支につきまして、病院事業資本的収入は、企業債、出資金、補助金を合わせて、決算額は3億3,553万円です。

その下、病院事業資本的支出は、建設改良費、企業債償還金を合わせて、決算額3億3,577

万円です。

資本的収支の差引き不足額は24万円となり、内部留保資金などで補填しております。

資金ベースの単年度実質収支は311万円の黒字となり、その結果、令和4年度末の資金剰余は5,000万円となりました。

保健福祉局所管の令和4年度決算状況の説明については以上となります。

最後に、令和5年度指定管理者の評価結果について御説明いたします。

21ページを御覧ください。

保健福祉局所管分については、中間評価を9件行っており、評価の結果は、Bが7件、Cが2件となっております。全ての施設について、目標、計画どおりに適正な運営が行われているところです。

詳細は、タブレットに配付しております令和5年度指定管理者の評価結果を御覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

**○主査（日野雄二君）** ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑は会派ごとに持ち時間の範囲内で議題に関する事項とし、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁お願い申し上げます。質疑はありませんか。小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** ハートフル北九州の小宮けい子です。よろしくお願いいたします。

大きく2点お伺いしたいと思います。

1つは、ひきこもり地域支援センター事業、これは今年度拡充ということになっていた事業で、これのまず相談窓口の利用者数の昨年から、令和4年ですから、その前から分かりましたら利用者数の推移を教えてくださいたいと思います。

それから、もう一点、この中で拡充とはどのようなところを強化されたのかということをお教えくださいたいと思います。

それから、もう一点目は、人権行政推進費です。北九州の中で非常に多くの差別事件、部落を差別するような、そういう事象が起こっております。そのことに対して、また、広く人権課題に対応したものとして啓発をされてきていると思います。その中の市民啓発経費はどのような形で使われたのかということをお知らせください。

以上、2点です。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健福祉センター所長。

**○精神保健福祉センター所長** まず、ひきこもり地域支援センターすてっぷの相談状況についてお尋ねいただきました。

過去3年間の相談件数を言いますと、令和2年度が2,517件、令和3年度が2,065件、令和4年度が1,859件となっております。



相談実人員で言いますと、令和2年度が287人、令和3年度が255人、令和4年度が251人となっております。

そして、拡充という観点についてお尋ねいただいております。

これにつきましては、人を3.5人体制から4人体制にしまして、それにより、例えば、訪問とかをするというふうにしたものであります。ちなみに、訪問相談件数は、令和2年度が275件、令和3年度が260件、令和4年度が135件となっております。これは、令和4年度に減っているんですけども、これ実は人は増やしたんですが、1人体調不良になってしまいまして、主力の職員だったものですから、そのあたりで令和4年度うまくいかないところがありました。今、令和5年度に入りまして、人数補填しましてしっかり対応してきているという状況になっております。

以上で説明を終わります。

**○主査（日野雄二君）** 人権文化推進課長。

**○人権文化推進課長** 人権行政推進費の件でお尋ねがありました。

令和4年度人権行政推進費としましては、3億9,104万9,000円の支出をしております。その中で、先ほど言いました人権の差別事象、そういったものに特定したものということで大きな支出ということではありませんが、啓発事業としては全般的に啓発しているところでございます。

まず、市の人権施策の中で市民の方々と行政と一緒に進めております人権の約束事運動経費として308万円、あと地域交流センターで啓発とかもしております、そちらの管理運営費としましては3,369万7,000円、それから、主に人権の市民啓発経費としまして、この中には視聴覚教材、ラジオ番組の明日への伝言板の制作費とか、あとは人権の各種CM啓発費、そういったものが含まれておりますが、その経費として9,599万4,000円、そのような執行をしております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** すみません、前後しますけど、人権の啓発についてですけど、北九州市内で起きている差別落書き等というのは、昨年始まったものではなくずっと続いてきているという形で認識されていると思います。市民啓発は全般的に行っているということで、そこに向けてというところは昨年度はされていなかったと捉えていいですか。

**○主査（日野雄二君）** 同和対策課長。

**○同和対策課長** 人権の推進費の中で、例えば、同和対策費用、これに特化した啓発ということでお答えいたします。

7月に福岡県の部落差別の強調月間がございます。そこを中心に同和問題の啓発を行ってございます。例えば、これまでも従前から人権の講演会であったり、チラシの配布であったり、そういったものを行ってきておりましたが、ここ数年は若い世代に同和問題への関心を持って

いただく、また、発信力の高いメディアを利用するというところで、インターネット動画の配信であったり、CM動画の配信、それから、小倉駅のJAM広場のビジョンを使った動画の配信、そういったものを使いながら、より広く市民に同和問題の大切さの理解を求めているというところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 人権文化推進課長。

**○人権文化推進課長** すみません。先ほどの答弁の修正をさせていただきたいと思います。

地域で同和問題をはじめとした人権問題の啓発事業を行っております地域交流センターの管理運営費についてでございますが、先ほど、間違えて整備費の金額を言ってしまいましたので、訂正させていただきます。地域交流センターの管理運営費は2億160万円の支出でございました。失礼いたしました。

**○主査（日野雄二君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** 今、同和対策月間の啓発を行われているということでしたけど、年間を通してというところで、モモマルくんとか、そういうふうなものを作られて、あの中に同和問題のものがあつたと思うんですが、保健福祉局で学校とのつながり、また、市民とのつながりはここだと思うんですが、やはり幅広く、読んだときによくできている、子供から大人まで理解できると感じました。また、それをユーチューブか何かで発信されていないですかね。そういうふうなものも若い方がどれだけ関心を持って見るかどうかはまだクエスチョンはつくと思うんですが、やはりインターネットを使ったり、そういうSNSを使つての差別事象という一般的な差別やひぼう中傷もある、また、部落差別に対してのものというのも非常に根強く残っているという、そういうふうなことを踏まえて、この啓発ということ、ただ人を傷つけてはいけません、心を傷つけてはいけませんとか、そういうふうなことでなく、踏み込んでいけるような啓発活動をしていただきたいと、これは要望です。

もう一つ、すみません、これ私は大好きなんですけど、明日への伝言板のラジオ、あれもうずっと続いていますよね。そしてバックナンバーも、昔、吉永小百合が音読、朗読したものとかもあつたような気がして、いいものがたくさんあるんですけど、私自身、もうラジオって全然聞かないものですから、これは市民の皆さんにどのぐらい知られているのかというところを教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 人権文化推進課長。

**○人権文化推進課長** 私どもの課でさせていただいております、人権を考えるラジオ番組明日への伝言板です。こちらは、今小宮委員がおっしゃられたように、ラジオ番組というのがどれぐらいの層に聴かれているか、それからその番組、その時間帯に何人ほど聴いていただいているかというのが、なかなか数字として今すぐに出てくるものではありません。ただ、もう御存じで、先ほどからおっしゃっていただいていたんですけれども、人権の明日への伝言板のラジオ番組ですね。これはもともとやっぱり人権の視聴覚教材としてつくっております、そのシ

ナリオを冊子にしたりとか、あとCDにしたりとかで学校に配って、小・中学校で給食の時間に聴いていただいたりとか、そういった形でたくさんの若い方々に聴いていただけるようにしております。今、20代の学生に聞くと、北九州市立の学校を卒業した子供たちは、明日への伝言板を結構知っているということですので、かなりの若者に聴いていただいていると思っております。あとラジオ番組は大人の方も聴くような番組なんですけれども、昔は吉永小百合さんとか武田鉄矢さんとか、そういった俳優さん、女優さんを使っていたんですけど、今声優さんを使った特別番組をつくったりとか、あと若い俳優さんを使ってとか、そういった特別番組をつくっております、それをまたユーチューブで流すとかで若者にも理解していただける、そういった番組にしておりますので、今後とも続けていきたいと思っております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** やはり続けていくということが重要ですので、どうぞ啓発、より広げて行っていただきたいと思えます。

もう一つ、先ほど伺いましたひきこもり地域支援センターに関する件なんですけど、このひきこもり地域支援センターの中ですてっぷが活動をされているということで、すてっぷの相談対象というのが、18歳以上ということになっている。学齢期を過ぎての児童、15歳から18歳は、子ども家庭局のYELLに相談というふうな形になるのでしょうか。ここの相談事業の流れを教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健福祉センター所長。

**○精神保健福祉センター所長** 今、ひきこもりの年齢による相談機関とか、そのあたりのお尋ねをいただきました。

すてっぷは、基本的に18歳以上としております。その理由としましては、18歳未満は主にひきこもりといいますか不登校とか、うまく社会に適応していないという観点で、子ども総合センターとかが対応する、児童福祉法の範ちゅうといいますか、そういったことで対応するというふうに考えておまして、すてっぷでは18歳以上、そして、18歳未満であれば子ども総合センターとかが主に対応するというふうになります。YELLに関しましては、そのあたりの年齢制限というよりは、全体的に若い方まで含み、自立応援という形でやっていますので、18歳未満をYELLにするという形では整理していません。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** ここの相談窓口というところ、学齢期において不登校であった、不登校傾向にあったというところを教育委員会の中でいろいろな取組をしてきている。そして、15歳を過ぎて、卒業してから不登校傾向のままで6か月過ぎたら、家から出ない状況であれば、やはりひきこもりというんではないかなと思うんですが、親、保護者から見たときに、不登校からひきこもりの状態、家から出ない状態になったときに、15歳から18歳は子ども総合センターで、そしてまた、年を取ってきたら、今度はひきこもり地域支援センターという、年齢で分

かれていく。けど、親として見たときには、子供1人の一生を見ていったときに、これが小・中学校で学校とつながっているということで不登校の状況などをつかんでいるもの、それが卒業後も子ども家庭局になるのでしょうか。そして、保健福祉局によるひきこもり、8050問題の入り口になると思う。窓口を利用する立場からすれば、同じところでずっと、病院じゃないですけど、カルテのような形で、小学校時代はこういうふうな状況であった、中学校へ行ってこういうふうに変った、高校を通信で受けたけどうまくいかず、また、家から出ない、人との接触がなくなっているとかというふうなことが、1人の人がつながっていけるような、そういうふうな形の不登校傾向からひきこもり傾向、ひきこもりという1人の一生をつないでいくようなことは考えられないでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健福祉センター所長。

**○精神保健福祉センター所長** 今、小宮委員が言われましたように、子供が学校に行けない状況が続いて、そして、その学校が離れていくということは、大人にとって非常に不安な状況になるかと思えます。先ほど、原則的な形での年齢によるところの分け方をお伝えしましたが、実際、令和4年度で言いますと、すてっぷにおきまして、10歳から19歳の相談ということで、45人の方から相談を受けております。相談する御本人もそうですし、御家族の方が安心できる相談機関で受けることが大事と考えておりますので、最初の段階ですてっぷに来られた際には、そこでお話を聞かせていただいて、そして、ずっと長くお付き合いさせていただくというのがあります。年齢によって一切見ないとかそういうことではなく、最初に行ったところでまず話を聞き、そして状況により、よりふさわしいところをお伝えする、こちらがよければお話を聞かせていただくという形でしておりますので、実際、先ほど言いました45人、10歳から19歳を受けている中で、不登校という形では24人、その中で受けているという状況があります。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 小宮委員。

**○委員（小宮けい子君）** やはり小学校、中学校というところ、学齢期までのところはいろいろな不登校傾向にある子も選択肢がある、親にとっても選択肢がある。高校、15歳から後、不登校と言わなくなってくる部分、やはり社会的自立というところを目的としたときに、それが1つにつながったシステムというのが必要ではないかと考えますので、教育委員会、子ども家庭局、そして保健福祉局、それぞれが相乗り入れてやっていく、また、一つのラインができるということがあれば、子供も保護者も安心してつないでいける、そして、やはり家から出れる、社会参加できる糸口になるのではないかと考えております。ぜひそういうつながり、局同士のつながりというところを図れるものがあつたら図っていただきたいと思えます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 質問はほかにありますか。大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 私から、まず、動物愛護について伺います。

動物愛護の動物というのは大体どの範囲の動物のことを指しているのか、まず、ここをお聞

かせください。

**○主査（日野雄二君）** 動物愛護センター所長。

**○動物愛護センター所長** 動物愛護といいますのは、動物愛護管理法で愛護動物というのが定められておまして、犬ですとか猫ですとか綿羊ですとか、そういった通常ペットとして飼っているような動物を指しているところでございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。そうですね、多分そういう意味では、虫とかは入ってこないでしょうし、イモリとかも入ってこないだろうと思うんですけども、路上で死んでいる犬や猫ですよ、いわゆる今おっしゃられた動物愛護法の概念に入るような犬や猫、または捕獲されたイノシシとか鹿とかもあるんですけども、これはどういう取扱いになるのでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 動物愛護センター所長。

**○動物愛護センター所長** 動物愛護センターで管理しておりますのは、先ほどお話しした愛護動物、犬、猫、ウサギとか鶏とか、あとは人が所有している動物で小動物、哺乳類の小さいもの、ハムスターとかモルモットとか、そういったものを所管しております。いわゆる野生動物、イノシシですとかアライグマとかは、鳥獣対策になりますので、動物愛護センターでは直接所管はしていないところでございます。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 環境局に確認をして、年間、大体今のような路上で死んでいる動物とか、捕獲されたのとか、今のアライグマとかもそうなんですけども、細分とか分けてははいないということで種類は分からないんですけども、そんなのも全部ひっくるめて大体年間5,000件ぐらいそういう動物の死体を扱っていますという調べがあったんですけども、つまりこれ、何で環境局が取り扱っているかということ、今のような動物は全部ごみ扱いで一般廃棄物ですね。一般廃棄物という言い方はあれなんですけど、つまりごみ扱いになるということだったんですね。動物愛護の観点から見たら、路上で死んでいる動物、普通のごみと一緒にして捨てられるということを見ると、何かしてあげられないのかなとか、何か弔ってあげられないのかなと思うんですけども、これに対する保健福祉局としての見解を伺いたいと思います。

**○主査（日野雄二君）** 動物愛護センター所長。

**○動物愛護センター所長** 死亡動物の焼却についてということで御質問を受けました。

現在、動物愛護センターでは、死亡ペットの焼却ということで市民サービスを行っております。年間約1,300頭前後の犬、猫、それからほかのペットですね、ウサギですとかハリネズミ、そういったものも持込みをいただいております。焼却に係る費用の負担として、6キロまでは2,000円、6キロ以上は3,000円、飼い主の方から頂戴をして焼却処分をしているところでございます。これについては、いわゆる御家庭で飼われていたペットということでお受けしている

ところでございますが、年間、今お話ししました1,300頭ぐらいで、うちのセンターは平成5年にできていますので、35年ぐらいたって、焼却施設もかなり老朽化しているのと、あとは焼却に係る燃料費がここ数年高騰していますので、なかなかこのまま続けられるかという点と厳しい状況でございます。ペットをお持込みになられる方もいらっしゃいますが、今は民間のペット葬祭場で葬祭をされて、骨を引き取ってという方もいらっしゃいますし、私どもは合同焼却ということになりますので、複数頭を一緒に焼却するのでお骨の返却とかというのはできないのと、あとはそのほかに方法がございませんかというようなことにつきましては、今委員がおっしゃったように、いわゆる通常の廃棄物扱いになりますので、家庭用のごみ袋に入れて出しても収集はしていただけると伺っていますので、大体その3つのいずれかで皆さん、亡くなられたペットの焼却等をされていると認識しておるところです。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 今伺いたかったのは、路上とか捕獲されたような動物に対して、ごみ扱いではなくて、今センターが炉を持っていらっしゃるということでお話をいただいたんですけども、そういったところできちんと焼却してあげて、一緒に吊ってあげることはできないんですかというお話、そういう見解を伺いたかったんですけども。もう一度、その見解を教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 動物愛護センター所長。

**○動物愛護センター所長** 今、環境局が5,000頭ぐらいと言っています、その中には多分カラスとか蛇とか、イノシシとかいろんな動物が入っていると思うんですが、現状、今お話ししたように一般市民の方にはある一定の費用負担をしていただいていますので、その辺の公平性の観点とか、今言いました炉の焼却能力の観点から、現状として、動物愛護センターの焼却炉でというのはかなり課題が多いのかなと認識しているところがございます。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 分かりました。市が管理している焼却炉はあるということですよ。ここは老朽化しているということであれば、ぜひ改修してあげていただければと思うんですけども。動物自体の範囲というのは言い出したら切りがないということで、確かにそうなのかもしれないんですけども、人間は人間だけで生きているわけではありませんし、社会として動物の尊厳も考えて、市が管理している動物用の焼却炉がもしあるのであれば、道路で死んでしまった、捕獲された命もごみとせず、ぜひ焼却炉を使って火葬してあげて一緒に埋葬してあげてほしいなと思います。ここは私も検討いただければということで要望とさせていただきます。

もう一個は、火葬場について伺います。これ人間用の火葬場ですね。

西部斎場が16基あって東部斎場が15基ということで、ホームページで調べさせてもらったんですけども、最近門司でしたかね、大規模に改修されたと思うんですけど。うちのばあちゃんが死んだときに、ちょうど改修中だったのか何かできれいになっていたところだったんですけど

ど、本市は高齢化が既に3割を超えていますので、ほかの町よりもいわゆる死亡年齢に達している人たちというのがだんだん多くなってきているので、今、他都市では火葬場が足りないとか、結構待たされるとかという話をよく聞きます。場合によっては、御遺体の保管みたいなものを棺おけに入れてどっかのアパートに置きっ放しにしていたとか何かそんな話もあったやに聞くんですけども。本市では、今どういう状況になっているのか。火葬に対して数日待たないといけないとか、そういう話になっているのかどうか教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 保健衛生課長。

**○保健衛生課長** 火葬場についての御質問をいただきました。

令和4年度でございますが、東部斎場、西部斎場合わせて火葬件数は1万3,834件ございました。皆様予約制で、御希望の時間に予約して火葬場においでいただいております。その中でお待ちいただいたとか、御希望の日時に火葬できなかったというような状況は発生しておりません。委員がおっしゃいましたように、市は高齢化が進んでおまして、今後、令和22年、2040年に火葬のピークを迎えるのではないかと想定しております。火葬の増加に備えまして、東部斎場、西部斎場ともに大規模改修を行っておりまして、炉の改修ですとか待合室の整備などを行っておりまして、ピーク時、1万4,396件の火葬を想定しておりますが、今より500件程度の増加となりまして、十分に対応可能な範囲と考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。今、葬儀のときに火葬の話というのは待たされるとか、早めに手配をしないとなかなか取れませんよという話を葬儀屋さんからは聞かないんですけど、葬儀をする喪主の方たちからはそういうふうに葬儀屋から言われるって話だったんですね。そういう意味では、確かに火葬場からしてみたら、空きがここですよって話でお伝えするでしょうから、そこに埋まっていく形にはなるんでしょうけど、葬儀屋さんとか喪主からしてみたら、空いていないよね、だから、空いているところを見つけて、じゃ、ここでお願いしますという形になるでしょうから、多分火葬場からしてみたら待たせているっていう感覚はないかもしれませんが、多分喪主とか葬儀屋からしてみたら、かなり先で取らなきゃいけないとか。そうすると、葬式をした後に何日か置いて火葬とかという話にならないのか。逆に言うと、そこに葬式を合わせて持っていくような話にならないのかなと思ったりするんですよ。現場の話、どうなんだろう、その話を結構聞くんですよ。

**○主査（日野雄二君）** 保健衛生課長。

**○保健衛生課長** 斎場が1時間ごとの予約制になっております。1日のうちでも、例えば朝早い時間ですとか夕方というのは通常でも空きが多くある時間帯でございます。確かに皆さんお昼前後に御葬儀されまして火葬場に来られますので、お昼頃の火葬ということであれば、もしかしたら御希望の時間がなくて、例えば1時間ずれた、夕方になったという方はいらっしゃるのかもしれないですけども、翌日になったとか、1週間お待ちいただいたとか、他都市で発

生しているようなそういった火葬の待ちというのではないと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 分かりました。ありがとうございます。後学のために教えてください。火葬場の炉の1日の回転数、何回ぐらい焼却ができるのかということと、1回にかかる実費用ですよね、燃料費とか合わせてかかる費用ってどのくらいなのかをぜひ教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 保健衛生課長。

**○保健衛生課長** 申し訳ありません。正確な数字が今分からないんですけれども、1日9時から16時までの予約が可能となっておりますので、その間で大体1回当たり1時間から1時間半程度の火葬時間となっております。ただ、あまり同じ炉を続けて使い続けると炉の傷みが激しいというところもございますので、回転しながら使用しております。

すみません。1回にかかる燃料費というところでは、申し訳ありません、今数字を持ち合わせておりません。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** ありがとうございます。分かりました。

あと他都市ですよね、他都市からの持込みって結構高いじゃないですか。値段表を見ると金額高いんですよね。他都市も結局、こういう火葬場みたいなものを維持するのってなかなか厳しくなってくると思うんですけど、他都市からの持込みが増えるとかということもさっきの1万4,396件の中には想定されているんでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 保健衛生課長。

**○保健衛生課長** 他都市からの持込み分も想定はございます。やはり親族の方がこちらにいらっしゃるとか、こちらの病院で亡くなられたとかということで、市外の方でもこちらの火葬場を使用して火葬される方というのは一定数いらっしゃいますので、その辺は想定に含んでの数となっております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 大久保委員。

**○委員（大久保無我君）** 分かりました。以上で終わります。

**○主査（日野雄二君）** ほかに質問、質疑ありますか。共産党、荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** そしたら、私から幾つかお尋ねしたいと思います。

まず、加齢性難聴者への支援についてですが、本市では加齢性難聴というのが、聞こえにくいことにより人とのコミュニケーションが難しくなり、社会的孤立や鬱、認知機能の低下の要因になるという認識を示しておりますが、それを踏まえて、本市の市民のうち、聞こえが悪い、いわゆる難聴である人が一体どれぐらいいるか把握していたら教えてください。

それから、マイナ保険証についてお尋ねします。

2021年10月から始まったマイナ保険証の運用ですが、トラブルが相次いでおります。本会議において、限度額の情報が確認できないとか、氏名の振り仮名が誤っているなどの相談があっ



たと言われましたが、そのようなトラブルが本市の窓口に実際どれくらい来ているのか、把握されている数を教えてください。

それから、手話言語条例についてお尋ねします。

予算要望において、この間、我が党も制定を求めてきました。当局は、手話の普及を図るために条例の果たす役割は大きいと見解を示しておりますが、今年4月から福岡県の条例が施行されております。県の条例と重複する部分もあると思いますが、関係団体との協議がずっと進んでいるということですが、北九州市として特色ある条例を急いで検討すべきじゃないかと思いますが、この点について見解をお尋ねしたいと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 長寿社会対策課長。

**○長寿社会対策課長** 難聴者の数についてのお尋ねにお答えいたします。

難聴の人のうち聴覚障害者の数は、令和5年3月31日現在で5,057人、全人口の約0.5%で、そのうち65歳以上の高齢者は4,000人、約0.4%と把握しております。そのうち手帳を所持していなくて補助の対象になっていない難聴の方がどのくらいおられるのかというのは、すみません、把握はできておりませんが、2015年の日本補聴器工業会の発表によりますと、推定難聴者数は全人口の15.2%、約1,900万人でありまして、本市に当てはめると約14万人と推定されております。この調査によりますと、自分が難聴だと思っている人は約10%ということで、本市に当てはめると約9.2万人と推計しております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 保険年金課長。

**○保険年金課長** マイナ保険証のトラブルの件でございますけれども、委員がおっしゃいましたように、限度額のお話、また、振り仮名のお話というのがあってございます。ただ、実際の間合せの件数でございますけれども、お話をお聞きしますと、実は社会保険、被用者保険の方だとか他の保険ないしは国民健康保険でも他都市の方からの間合せ等もありまして、具体的な数字というのは申し訳ございませんが、把握はしてございません。ただ、区役所でございますけれども、6月に報道が結構あったときには1日にやはり、10件から20件の電話があったと報告がございましてけれども、今現在は1日に数件あるかないかというふうな状況だと聞いております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉企画課長。

**○障害福祉企画課長** 手話言語条例の制定につきまして御質問いただいた内容について御回答いたします。

手話の条例の制定については、手話に対する理解の推進を図り、全ての市民が共通する課題として条例制定に向けた機運の高まりが必要であると考えております。本市としましては、現状、障害者差別解消条例の第3条において、可能な限り手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られることと規定されております。

また、国においては、令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケ

ーション施策推進法、こちらの附帯決議におきまして、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めることとされております。このため、北九州市といたしましては、国における法制定の動向を注視しつつ、今後も継続して関係団体と意見交換を実施しているという状態でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** それでは、加齢性難聴者への支援について、2点目のお尋ねをしたいと思います。加齢性難聴者の早期発見のために、本市の特定健診の項目に聴力判定を加えることについて、これは特定健診の目的とする生活習慣病と関連が低いということではなまないとされていますが、推定であれ9万2,000人の市民が程度の差はありますが、いわゆる難聴とされている中で、難聴を早期に発見するための取組はどうしても必要ではないかと思えます。例えば、フレイルチェックリストの項目に加えたり、あるいは地域の通いの場等で自己診断や相談会により、早期発見につなげる仕組みをつくることが必要ではないかと思えますが、今本市の現状はどうなっているか教えていただきたいと思えます。

**○主査（日野雄二君）** 認知症支援・介護予防センター所長。

**○認知症支援・介護予防センター所長** 現在、フレイルチェックの中には、耳の聞こえに関する項目というのは含まれていません。ただ、いろんな場に専門職を派遣したり、通いの場に行ってフレイルチェック等をやっておりますけれども、実際少しお耳の聞こえの悪そうな方がいらっしゃれば、病院の受診を勧めたりとか、そういったことは現状としてはやっているところでございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** フレイルチェックの項目にはないということですが、例えば、地域の通いの場等で自己診断とか、相談会によって早期発見につなげる体系的な仕組みをつくる必要があるんじゃないかと思うんですが。今、それなりのことはやっているとおっしゃったけども、もっと体系的な、難聴が疑われる人については早期発見して早期に医療につなぐということで、最終的には認知症の因子にもなると言われているわけで、それは非常に重要な取組ではないかと思うんですが、本腰を入れた取組をするべきじゃないでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 認知症支援・介護予防センター所長。

**○認知症支援・介護予防センター所長** 認知症の原因、聞こえの問題も今国の調査が進んでいると伺っております。あとは、社会参加であったりとか、日頃の介護予防や健康づくりの活動が重要であると言われております。国の状況を注視しつつ、今後聞こえのことについては、今現状として、何か状況があれば、医療の受診をお勧めするというをやっておりますけれども、それをやりつつ、他都市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと思えます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** いや、私は何かあればということじゃなくて、むしろ積極的に市で把握す

るような、そういう仕組みが必要じゃないかと提案しているんですが、その辺についての見解をお尋ねしたいと思うんです。というのはね、北九州でも9万2,000人という非常に多くの方が、特に高齢者ですよ、加齢によって難聴になる方がたくさんいらっしゃるわけで、恐らくそういう方々はコミュニケーションもなかなか難しくなってくるんで、だんだん社会参加がしにくくなるとか、したくなくなるというか、抵抗があってというふうになっていくだろうと思うんですよ。そういう点での、やっぱり北九州市としての踏み込んだ仕組みづくりが必要だと思いますので、もう一回この点についてお尋ねしたいと思います。

**○主査（日野雄二君）** 長寿社会対策課長。

**○長寿社会対策課長** 今委員がおっしゃられたようなお話は、国会の答弁でも議論がされているところで、私どももその件につきましては、まずは、先ほども通いの場に専門職を派遣するとかという話もございましたが、そういったところの声を拾うということで、区役所の窓口、それから、地域包括支援センターなどの現場の声、それから医師会などの専門医との意見交換と、そういったところからまずは検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 意見交換等含めて、今後検討していきたいということでもいいですかね、取り組んでいこうということ。さらに、国の研究結果が発表されれば、国において対策を取ってほしいということはずっと言われておりますけど、それができるまでは市として、例えば補聴器の助成制度を創設するとか、そういうところまで含めて検討していただきたいということは、ここでのお尋ねしても同じ答えしか返ってこないでしょうから、要望しておきたいと思いません。

それから、いわゆるマイナ保険証について、一時期はかなり相談件数があったというふうなことでしたが、やはり町の声聞いても非常にこの問題については不安、あるいは批判が強いんですよ。特に、高齢の方とかで保険証がマイナ保険証に切り替わると受診が本当に間違いなくできるだろうかという、そういう不安を多くの方がお持ちになっています。今、国でいろいろ調査をしたり対応したりしておりますが、やはり保険証を従来どおり発行するという、こういう立場でこの問題については市としても判断していくべきだと思いますし、特に、北九州市が運営している国民健康保険については、保険証を従来どおり発行するということをやるべきだと思いますし、後期高齢者医療については広域連合がやっておりますが、これについても広域連合に従来どおり保険証を来年10月以降も発行するということを市として求めていくべきだと思います。この点について見解をお尋ねしたいと思います。

**○主査（日野雄二君）** 保険年金課長。

**○保険年金課長** マイナ保険証でございますけれども、今現在、北九州市国民健康保険、そして後期高齢者医療広域連合も同じですけれども、来年の8月にまた保険証の年次の更新がございます。そこまではマイナ保険証の登録をしているしていないにかかわらず全ての被保険者の

方に保険証は必ず届きます。再来年の7月までがこの保険証の期限になります。その後でございますが、委員御指摘のとおり、国でもいろいろと今検討しているというような状況でございますので、市としてはしばらく今後どういうふうになるのかというのは状況を注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 荒川委員。

**○委員（荒川徹君）** 時間がなくなりましたので終わりますが、この問題については非常に市民の関心も高いし不安も大きいということで、紙の保険証をずっと継続して発行するということ強く求めたいと思います。

以上、要望しておきます。終わります。

**○主査（日野雄二君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** 私は、コロナの感染症患者について質問していきたいと思っております。

令和4年度の決算報告の中にもありましたように、ポストコロナ、ウイズコロナに向けて様々な施策をされておりますけれども、御存じのように5月8日から5類になったということで、かなりコロナの感染も広がってきたというのが現実です。5月8日から5月14日の1週間、それから、直近の9月4日から9月10日の1週間、今定点報告になっておりますけれども、比較してみますと、福岡県で6.9倍になっていると。それから、全国では7.7倍ぐらいになっているということです。ところが、北九州はもう10倍を超しているというような状況になってきております。厄介なことに新たな変異株も出てきているということで、変異株は常に出てきているんですけど、非常に厄介だということでは、もう御存じのようにEG. 5とかBA. 2. 86とか厄介なのが出てきております。

そこで、懸念するのは、感染後の後遺症というようなことで、様々な報告もされてきております。WHOは、後遺症を発症から3か月後に、2か月以上続き、ほかの疾患では説明できない症状と定義しておりますし、厚労省は感染症が消失した後も症状が続いたり、新たに出現したりする症状があり、ほかの原因が明らかでない場合というふうな定義をしております。いずれにしても、まだ、詳細な解明はできておりませんし、治療法も確立していないということで、治療も長期化しているというような状況です。特徴的な症状としては、けん怠感とか睡眠障害、頭痛、あるいはブレンフォグ等々が報告されているところです。

横浜市立大病院などの研究チームが国内外の7万人超の感染者に関するデータから、後遺症はもう約1割に見られるというような報告もされております。

また、西日本新聞に載っていたんですけども、アメリカのワシントン大学の公衆衛生研究所などのチームが昨年9月に医学誌ネイチャー・メディシンに発表したと。それによると、コロナ患者は感染から1年後に記憶と認知障害が出るリスクは1.77倍、アルツハイマーを発症するリスクは2.03倍というふうな報告をしていると。そういった報告がどんどん出てきております。

一方、国内では、医薬基盤・健康・栄養研究所というところがあるんですけども、2021年1

月から2022年6月に、全国で新型コロナ陽性と診断された15歳から85歳の患者12万2,045人について、電子カルテ情報を分析しております。10万人超の規模での研究は、国内では初めてだそうです。

それによると、頭痛やけん怠感などは約1割で長期化する。高齢者では、鬱病などの発症率が高く、2割から3割で長期化する。高齢者では、コロナ発症後、要介護度が上がった。こういった大規模調査から様々な報告がされていると、こういった情報が今どんどん出てきております。そういう意味で、質問の1番目ですけども、定点報告になったということで、感染そのものが非常に見えにくくなったということで、実感できないような状況になってきているのではないかとということでは、5類以後のそういった周知徹底ということでは、特に力を入れているところ、こういった工夫をして今後遺症も含めて市民の方に分かりやすくしていますよというようなことがあれば紹介していただきたいと思います。

2点目の質問は、今コロナだけではなくて、インフルエンザが物すごい脅威となっております。北九州はもう9月に入って連日、学校閉鎖、それから、学級閉鎖等々、先日、若松ではコロナとインフルエンザの方がたくさん出て学校閉鎖に追い込まれたというニュースもありました。そういう中で、解熱剤とかせき止めの品薄感が市内で出てきているのではないかと懸念しておりますけども、そういった状況はないのかということ。

3点目の質問は、小児医療ですね。コロナ、インフルエンザ、RS、ヘルパンギーナ等々、もうほとんど同時流行みたいな形で大規模流行が起こってきているんですけども、大体市内の医療機関等々は、結構予約制を取っているんじゃないかと思うんですけども、そういった中で受診先がなかなか見つからないというような、こういった状況は市内で起きていないのかどうなのかというようなことが3つ目の質問です。

以上、お願いします。

**○主査（日野雄二君）** 企画調整担当課長。

**○企画調整担当課長** まず、1点目の広報で力を入れている点について申し上げます。

コロナの感染状況については、もう始まってから3年半になります。この間、感染が広がった、どこで発生したという地点の情報が欲しがられたり、その後はだんだんどういった薬が効くのかとか、様々なその時々々の流行状況に合わせた市民のニーズというのがあったと考えております。そういった意味では、現在、何が必要なのかと常に考えながら、その時々合った広報をしていくことは今後とも必要になってくると思っております。

今回の夏の拡大期におきましては、一般的に気をつけましようと言っただけではなかなか市民の皆さんにも響かない、おっしゃられたように、定点ということになって、具体的に何人ということではないので、ちょっと分かりづらい点も正直あるのかなと思います。そういった点で、やはりできるだけ市民の皆さんに届くようにと考えまして、ちょっとこれ薄い情報ではありますけれども、まずはホームページに載せるということ、それから、夏休みに入って人出が

増えるということで駅への広告、あと一番見ていただける可能性の高いLINE等の広報、こういうことをやってきた次第でございます。具体的にこういったことを注意してほしいというのはなくて、基本的な感染対策をやっぱりやっていくということが現状では大事なことでございましたので、そういった点を中心に広報等は注力してきた次第でございます。

今後とも、どういったことが市民に求められているのか、どういったことを訴えなければいけないのかということをお考えながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 感染症医療政策課長。

**○感染症医療政策課長** 私から、まず、後遺症の件でございますけども、委員がおっしゃいますように、国内外で後遺症の件、いろいろと調査が行われておりまして、国も今後遺症はこういう状況である、こういう薬ですとか、こういう診療ということでマニュアルのようなものを作りまして、随時それを更新して医療機関に示しているところでございます。私どもとしては、この国の調査を踏まえまして、しっかりと医療機関につなげるように、後遺症の診療をしている医療機関のリストを医師会と協力して作りまして、相談の際にはそちらの医療機関にしっかりとつなげるように取り組んでいるところでございます。

それから次に、インフルエンザ等の解熱剤の供給状況でございますけども、確かに委員がおっしゃいますように、これはちょっと遡ればいろいろ製薬メーカーの不祥事があったり、それから今までのコロナ等の波によりましてそもそもの医薬品の供給が滞ってというようなところもございまして、その影響が少し長引いているというような報道もありますが、最近確認したところ、やっぱりカロナールですとかアセトアミノフェンですとかイブプロフェンですとか、一部の解熱剤等によっては少し供給が厳しくなっているというふうなことも製薬会社からは確認しております。

それから、医療機関でほかの感染症も含めて予約制でなかなか受診先が見つからないのではないかとございまして、その状況については把握しておりません。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** ありがとうございます。言われるように、基本的な感染対策がますます必要だということはそのとおりだと思うんですね。同時に、学校の中でもそうですけども、しっかり実践していくということが要るんですけど、いかんせん全体的に緩んでいますよね。それは、もう全数報告でなくなったと。あの当時はもう毎日毎日報告があったから、それがみんなの感染対策の意識も高める大きな役割も果たしていたと思うんですけども、定点報告で、数字そのものも低いし、5類になったということでかなり緩んできている。しかし、コロナウイルスの感染力は一向に変わらないというような現状があるわけです。そういう意味で、感染対策の徹底というところでは、あらゆる機会に努めてほしいと思いますし、もう一点は、9月か

ら公費負担がほとんどなくなってくるんですよ、これ、ずっと言っていますけどね。この辺ではかなり受診抑制がかかってくるという懸念があるんですね。それがまた、感染拡大というところでは負の作用を及ぼすのではないかというような懸念もしておりますけども、そういったところではどうお考えでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 医療政策担当課長。

**○医療政策担当課長** 委員御指摘のとおり、10月以降、医療費の公費負担が一部なくなったりとかといったところがございます。ただ、それこそ今国からの10月以降の対応についての事務連絡が9月15日に出たばかりですけども、その中で例えば治療薬については、医療保険の負担割合に応じて一定額を負担するとか、あるいは高齢者に対する施策については継続されたり、そういったことはございますので、今は移行期間中ということで、少なくとも来年4月以降はそういった公費負担等もなくなって通常の医療提供体制の中でやっていこうということの中で、徐々に移行して混乱のないようにやっていくと、そういった状況だと認識しております。

**○主査（日野雄二君）** 伊藤委員。

**○委員（伊藤淳一君）** いずれにしても、治療薬そのものがもう高いですから、一定の支援があったとしてもかなりの負担になるんです。ですから、今物価高の中、本当に抑制がかかってきて、同時に感染しているじゃないですか。非常に懸念しているんですね。そういった意味では、感染対策の重要性を強調していただくと同時に、やっぱり国に対して公費負担というところではしっかり継続してくださいというのを市からも要望してほしいと思います。

以上で終わります。

**○主査（日野雄二君）** 要望で。藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** 私からは2つお尋ねします。

1つは、新型コロナワクチンの健康被害について、それからもう一つは、生活保護行政についてです。

まず、コロナのワクチンなんですけれども、これ6月議会の予特、それから今度の本会議でも話題になっておりましたけれども、8月10日の常任委員会で陳情が出たと伺いました。それで、北九州の場合、国も審査会が幅広く持たれるようになって改善されたと聞いておりますが、現在、北九州でワクチンの被害と認定された方々の数というのはどれぐらいおられるのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、8月10日の委員会では、相談窓口をつくってというふうな、そういう陳情もあったようなんですが、私も相談を受けておまして、5月の段階で市に相談したところ、ワクチンのコールセンターにかけたけどらちが明かなかったと言われたので、もっと具体的に健康被害として窓口ができたのかどうかということをお尋ねします。

それから、もう一つは、市のホームページに5月の段階では出ていなかったと思うんですけども、市内の医療機関でワクチン被害の症状がある方を診てもらえる病院が増えたと聞きま

して、私もホームページを見まして、そういうことで改善されてよかったんですが、私に相談があった方は、かかりつけ医に腕が痛い、何か月も相談したところ、ううんと言われたというんですよ。だから、関連が分かるかどうかというようなことも、難しいとは思いますが、そういう方が気軽に相談できる窓口があってほしいなという意味でお尋ねします。

それから、生活保護について、今度の決算に向けて、資料を幾つかもらいました。昨年度の令和4年度と令和3年度を比較しますと、どこの政令市も相談件数が増えています。増えていないところは2つだけなんです、横浜と新潟、あとは全部増えています。北九州も増えています。それで、私はケースワーカーの配置について関心があるので、ケースワーカーが法定の80件を超えないかどうかというふうなことを気にしていたんです。そして、嘱託、会計年度任用職員じゃなくてちゃんと正規の職員が当たっているかどうかということもお尋ねしてきましたが、それで、そういうふうが増えて、多分今年度も増えていると思うんです。私が保護課に行く回数が増えていますから増えているんだと思うんですが、相談の方、それから、実際に開始、申請する方、増えていると思うんですが、そういうときにいつの時点でケースワーカーの配置の数とか決めて、年度途中とかでもやりくりして増やしていくのかどうか、この辺はどう考えられているのかお尋ねします。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** ワクチン接種後の健康被害のことについてお答えさせていただきます。

北九州市におきまして、今年の8月末現在で健康被害救済制度の申請を受け付け、国へ届け出ているものにつきましては、89件ございます。そのうち、国から認定として結果が返ってきたものが47件でございます。

それから、相談窓口について御質問をいただきました。

相談窓口につきましては、まず、先ほど委員がおっしゃいましたけれども、市のコールセンターでは一般的な相談を受け付けておりまして、さらに県のワクチンの専用の窓口で薬剤師による相談受付を行っております。ただし、相談内容につきましては、具体的な症状等を言われる方もいらっしゃいますので、まず、かかりつけ医であったりとか接種医であったりとか、近くの医療機関に御受診くださいということで御案内をさせていただいておりましたが、確にかかりつけのお医者さんでもなかなか治療が分からないとか、経過観察をしているというような状況もございまして、その件につきましては、市の医師会等とも情報共有いたしまして、今年の8月に医師会が医療機関に調査を行いまして、接種後の副反応等に対応していただける医療機関を取りまとめていただきまして、現在、市のホームページでも公表させていただいております。現在、医療機関、市内40医療機関ございまして、それにつきましては市民の方もホームページで知ることができますし、市の医師会でももちろん情報共有いたしまして、医療機関同士の紹介等で活用させていただいているところでございます。以上でございます。



**○主査（日野雄二君）** 保護課長。

**○保護課長** 最近の保護動向といたしまして、相談件数が増えているというふうな委員からの御指摘がございました。

それにつきまして、最近の動向を簡単に御説明いたします。対前年度の相談件数、これにつきましては直近7か月ほど連続して対前年度同月比で増えているといった状況になっております。これにつきましては、先ほど各指定都市も同様の傾向にあるということで、私どもも承知をしているところでございます。一方で、この相談件数は増えてはいますが、実際に保護の申請に結びついた件数は、例えば今年の7月ですけれども、対前年度でいきますと10件ほど減っている。さらには、その前月、6月ですけれども、5件ほど減っている。また、その前月、5月は28件ほど増えているということで、増減を繰り返すような状況で保護申請は推移しているという状況でございます。とはいえ、相談件数が増えているというふうな現状がありますので、今後も注視していきたいと考えております。

もう一点、ケースワーカーの1人80ケース担当という形で社会福祉法上の標準数というのが定められているんですけれども、これについては、毎年2月に保護世帯数が出てまいります。その2月の保護世帯数を確定して、それに対して1人80世帯、ケースワーカーが担当するという形で人員の配置を確定するというふうな形でございます。令和5年度は226人ということで、正規職員を配置しているというふうな状況になっております。

ちなみに、当然来年度の令和6年度の配置につきましては、現時点で、例えば8月現在で、どれくらいの数字になるかとか、そういったところは世帯数の増減を見ながら、保護課でも注視しているというふうなことでございますが、現状は、大きく保護世帯数は変わらないというふうなことでございます。委員がおっしゃるように、リーマンショックのような大きく経済社会情勢が変化して保護世帯数が大きく変わるといったふうなときには、また、人員の配置も考えていく必要があるかと思っておりますけれども、ここ数年保護の人員は減少傾向でございますので、それについては先ほど申し上げましたとおり、年一度、2月時点の保護世帯数を見ながら決定していくという形でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** ワクチンの健康被害についても一つお尋ねします。

国に89件申請して認定を47件受けたというんですが、申請する際の基準というのをもう簡単に結構です。教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** 健康被害救済制度につきましては、ワクチン接種による健康被害が認められた方の迅速な救済を目的に行われておりまして、被接種者等が接種後に症状が出たものに関して、医療機関を受診した際の医療費等につきまして健康被害の救済制度として請求を行っているものでございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 私が相談を受けた方がつながっているかどうか分かりませんが、この方は別に補償とか賠償とかそんなことはもう一切関係ない。ただ、痛みが取れればと言われて、痛みが少し取れてきた。けれども、腕を使うとき、洋服の脱着が非常に困難であると。毎日、夫に手伝ってもらっていると言っていました。だから、それを何とかできるようにという、そんな相談ができればいいかなあと思います。これは以上です。

もう一つ、生活保護です。今回、もう一つ資料を頂いております。政令指定都市の扶助別保護費ということで、生活扶助、住宅扶助などの項目別の数字と合計の数字で、細かい分析はなかなかできていないんですけれども、全体の保護費が約402億円ですね。そして、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、こういう内訳があるんですけれども、その中で介護扶助に目を向けてみました。なぜならば、北九州市は高齢化率が最も高いわけですね。それから、市民所得が低いというふうなことなんですけれども、介護扶助を見ますと、北九州市よりも低い市が8市、だから、北九州市は真ん中ぐらいですね。それから、保護費全体も真ん中ぐらいなんです。そうしますと、昔、おにぎり食べたいという事件があったことを思い出しました。当時は、約300億円の保護費をずっと超えないための操作をしていたということもあって、ブレーキを踏んでいたわけですね。それでブレーキを緩めた、それで約400億円をずっと推移してきているんですが、大体この400億円という上限を設けて、これ以上増えないようにというふうなことは、まさかしていないでしょうねということを確認させていただきたい。以上です。

○主査（日野雄二君） 保護課長。

○保護課長 指定都市の扶助費の内訳のお話がありましたけれども、各市人口規模が違うというふうな基本的な部分がございます、すみません、今手元にある決算資料を拝見するんですけれども、確かに北九州市の決算額ですね、介護扶助については下から8番目、9番目ぐらいになっているとは思いますが、これを世帯数で割り戻したときにどれぐらいの数字になるかといったことを考えていけないのかなと思っています。例えば、大阪市などは、1,300億円ほどの決算額、あるいは札幌市とかも1,000億円を超えるような額であったりとか、大阪市は2,600億円というふうな形で、やはり人口規模であったり保護率だったり、こういったところで決算額の多寡というのがある程度決まってくるのかなと思っています。北九州市も介護扶助については、当然高齢者が多いということでございますので、適切な介護サービスを当然提供するという形で、ケアマネジャーを各区に配置して、デイサービスであったりとか、あと入所されている方については、特別養護老人ホームの入所経費であったりとか、こういったところも介護扶助で見ているというふうな話になってまいります。これについては、適時適切に対応していると考えております。

それで、保護費全体の予算額のお話がありましたけれども、今の北九州市の生活保護の方針としましては、生活保護を必要とされる方に対して適切に保護を実施する、もうこれに尽きる

と、保護を必要とされる方が御相談に来られれば確実に保護を実施しますし、一旦保護を受給しながら自立に向けて様々な支援をさせていただき、こういった自立支援の取組をしっかりとやっていくという形で北九州市としては取り組んでまいりますので、予算的な制約であったり、そういったことは一切ございませんので、御理解いただければと思います。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 藤沢委員。

**○委員（藤沢加代君）** ありがとうございます。

最後に、私も保護課にはよくお邪魔しますので、困難を抱えた人が多いですね。私が同行する人はそうなんです。それぞれにもう困難の具合も違うし、具体的なところでは本当にケースワーカーも面接の方も御苦労が多いと思います。ですから、十分な人員の配置をするべきだと思っていますので、資料をさらに丁寧に見させていただきます。ありがとうございました。終わります。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 人工妊娠中絶、体の知識について伺います。

本市の2021年度における人工妊娠中絶率ですが、20歳未満は6.1%で、3.4%の全国数値と比べて倍近くです。15歳未満でも全国数値を超えている現状があります。保健福祉局として、要因としてはどのようなことが考えられるのか教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 誰が答弁するの。早く決めないと時間ももったいない。総務課長。

**○総務課長** 今、委員から人工妊娠中絶率の関係で御質問ございましたけれども、保健福祉局ではなくて子ども家庭局の所管になるかと思えます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** この問題は、北九州だけの問題でなく、福岡県全体の問題だと思います。ただ、所管が子ども家庭局というのはなぜなんですかね。実績を出すのは保健福祉局になると思うんですけど。

**○主査（日野雄二君）** 総務課長。

**○総務課長** 統計データの管理とかそういったところでは関わっておりますけれども、母体保護とか母子保健の範ちゅうに入りますので、数字をどう考えるかといった点については子ども家庭局になるかと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** 分かりました。それでは、統計データを管理する保健福祉局の観点からも、子ども家庭局に調査を呼びかけるべきと、ここは要望とさせていただきます。

それで関連して、体の知識の件ですが、今本市でも性暴力、性被害案件が出ています。全国的にもジャニーズの事件もありましたし、本会議でも歯止め規定だったり、子供たちに科学的に性について、体の知識について教えないといけない段階に来ているという議論もされました。また、性感染症に関しても、梅毒で言えば、令和3年度は38件でしたが、令和4年度は95件ま

で、約3倍にまで広がっています。保健福祉局に質問したいのが、科学的に体の知識について、性の知識について学ぶというのは、一体どういうことなのか。例えば現在、小・中学校において妊娠の経過を取り扱わないということに関して、これは科学的と言えるのか、保健福祉局としての見解があれば教えていただきたいと思います。

**○主査（日野雄二君）** 感染症医療政策課長。

**○感染症医療政策課長** 委員がおっしゃいますように、梅毒が増加しておりまして、H I Vも含めまして性感染症が、近年特に懸念されるところでございます。保健福祉局としては、いろいろ市政日より等々でこの辺のデータですとか、あと性感染症の知識の啓発に取り組んでいるところでございますが、特に、若い方、教育委員会でもこの辺の授業の中とかでされているとは思いますが、ちょっとすみません、科学的知識として子供たち、若い方に対してどうこうというところでは、すみません、今ちょっと見解としては持ち合わせてございません。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 永井委員。

**○委員（永井佑君）** ありがとうございます。見解を持ち合わせていないということだったんですが、性感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正を平成30年1月18日、厚生労働省がされています。その中に、主な改正事項として2点あります。性感染症発生の予防及びまん延の防止というものがありまして、国が性感染症の予防、普及啓発に対して社会の理解を深める、あとは若年層を含め、広く国民が十分に理解できるように啓発していくべきという2つの点があります。あまり違わないので、この2点、先ほど見解は持ち合わせていないということだったんですが、梅毒、性感染症が増えている観点からも、保健福祉局として見解を持つべきと考えますが、その点はいかがでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 感染症医療政策課長。

**○感染症医療政策課長** 先ほど見解を持ち合わせておりませんというのは、すみません、教育委員会の若年層に関しての取組について、今どういった啓発が行われているかというのを詳細に把握しておりませんので、その辺を踏まえて科学的根拠をもって見解は持ち合わせていませんということで……。

**○主査（日野雄二君）** 時間が来ました。感染症医療政策課長。

**○感染症医療政策課長** また、引き続き、教育委員会とも話していきたいと思います。

**○主査（日野雄二君）** もう答弁はいい。もうちょっとしゃきしゃき早くしゃべれ。

次、行きます。公明党。中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 私から何点か伺います。

まず、コロナ関連のうち、保健環境研究所の役割について伺いたいと思います。

令和2年から市内でコロナが発生して、P C R検査等検査機器が足りない状況の中で、この保環研が一生懸命フル活動で検査をしていたかと思います。令和4年度におきまして、保環研

でコロナに関連した調査研究とか、また、様々分析、解析で成果があれば教えていただきたいと思えます。

それともう一点目が、これちょっと個人的な質問で大変恐縮ですけれども、救急救命士は消防でも大活躍されていると思うんですけど、救急救命医の必要性について伺いたいと思えますけれども、これまで過去に救急救命医を必要とするケースというのがなかったのかどうか。また、ドクターヘリを要請するようなケースというのは過去になかったのかなあと、藍島という離島もございますし、そういう意味でも伺いたいと思えます。

それと、これも質問なんですが、北九州市の原爆犠牲者慰霊平和祈念式典についてであります。

大変細かいことですが、令和4年に開催されたこの式典なんですけれども、私の記憶が間違っていたら大変申し訳ないんですが、ちょうど平和のまちミュージアムがオープンして、重信館長が来ていなかったんじゃないかなと思うんですけど、案内は出したのかどうかというのを伺いたいと思えます。

それと最後、先ほど人権の話もありましたけれども、人権啓発について、令和4年度の人権推進センターにおける視聴覚教材、様々いろんな教材があろうかと思えますけれども、視聴覚教材の利用状況について伺いたいと思えます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 保健環境研究所次長。

**○保健環境研究所次長** 委員から御質問の件ですけれども、これまでの成果ということでお答えいたします。

まず、第1点、PCR検査についてですけれども、PCR検査は令和2年1月23日付、厚生労働省の事務連絡で新型コロナウイルスに関する検査体制について実施するようということで、これまでPCR検査については我々では、令和5年4月末までに延べ43回、3,231件の検査をしてきました。それから、5類感染症になる前に、これまでのPCR検査については、民間機関ができるようになりましたので、我々としまして、令和4年4月からはPCR検査はやめになりまして、それからはコロナのゲノム解析に移行いたしております。コロナのゲノム解析につきましては、特に令和5年5月8日の5類感染症になって以降については、主にゲノム解析で感染状況を確認する上で、7月、8月末までに延べ3回、194検体の解析を行ってまいりました。これまでは、PCR検査については感染者の陽性検体数ということで確認をしてまいりましたが、これからはゲノム解析によって新しい感染がどのように猛威を振るうか、その状況確認のためにゲノム解析に移行して、これまでもゲノムの変異状況を確認しております。ここ最近でありましたら、XBB株とか、その辺のことを確認しておりますし、直近では、今話題になっておりますBA.2.86系統のピロラについての動向、それとBG.5系統のエリスに関しての動向を見ております。今後もこれらの変異の状況を確認しながら適切な施策に反映したいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 地域医療課長。

**○地域医療課長** 2つ目の救命医の関係のドクターヘリの利用状況についてですけれども、市内幾つかの医療機関がドクターヘリを保有しているような話は聞いたことがございますけれども、それがどれぐらい活動しているかという情報は、すみません、今持ち合わせておりません。もしかすると消防局とかが持っているのかもしれませんが、すみません、我々としては把握できていないような状況でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 総務課長。

**○総務課長** 原爆犠牲者慰霊平和祈念式典のお尋ねがございました。

平和のまちミュージアム、総務局の所管ですけれども、そちらとは、例えば式典の映像をミュージアムで流したりとか、8月9日に開催されますので、非常に暑うございます。休憩場所として利用させていただいたり、そういった連携はさせていただいているんですけれども、館長を御招待して来賓に加わっていただくということはしておりませんでした。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 人権文化推進課長。

**○人権文化推進課長** 視聴覚教材の利用実績についてということでのお尋ねです。

視聴覚教材の制作については、先ほどコメントしました人権を考える5分間のラジオ番組、明日への伝言板の制作と放送に係る事業でございます。放送はCROSS FMで11月1日から30日まで、それから、再放送が12月3日から2月5日までという形で、全20話を放送させていただいております。放送したシナリオに関しましては、シナリオ集を作成するのと、あとCD教材を作成しまして、こちらを市内の小・中学校と、あと市民センターにもお配りしております。そのほか、図書館とか、そういった市の施設にも配付して、市民の方に見ていただくようにしております。

それから、小・中学校での活用につきましては、昨年度にアンケートを取りまして、小学校では81%、それから、中学校では95%、人権週間の時間とか、その他年間通じて活用していただいているようです。定期活用ということで、CDを活用しているかどうかということで、それもアンケートを取りましたところ、小学校では99%、中学校では100%と、ほぼ全市立の小・中学校で人権教育に活用していただいているということでした。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 保健環境研究所長。

**○保健環境研究所長** 先ほど、次長が答弁いたしましたPCR検査について訂正を申し上げます。

先ほど、次長が43回、3,231件のPCR検査と申し上げましたのは、それはいわゆる変異株のゲノム解析の数字でございまして、実際、PCR検査は令和元年度は約500件、令和2年度、令和3年度が年間1万8,000件ずつぐらい、それから、令和4年度が800件強ということで、これまで4年間で3万7,000件程度PCR検査を実施しております。

それから、成果について追加させていただきますと、ゲノム解析の取り組みを始めて、福岡

県、福岡市、それから、私どもの3つの保健環境研究所でそれぞれどういう変異株が発生したのかというふうな情報共有というのを定期的に行いまして、その中で、いわゆる変異株の状況というのを市のホームページ等で公表しているところがございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** ありがとうございます。当初は、本当にPCR検査で大変だったと思いますけど、民間でできるようになって、令和4年度に関して特にゲノム解析に取り組まれたということでありましたけれども、これからの新しい感染とか、また、変異株を知っていく上では非常に大事な研究所だと思っておりますので、しっかりまた頑張ってくださいと思います。

1点、また、角度を変えますけれども、保環研だよりという新聞を令和4年8月から発刊をされておりますけれども、ちょっと見させていただいたんですけど、なぜこのタイミングで新しく新聞を発刊されようとしたのかなというのが気になって、そこら辺をまず、伺いたいと思います。

**○主査（日野雄二君）** 保健環境研究所次長。

**○保健環境研究所次長** 8月から発行しています我々の保環研だよりを見ていただきましてありがとうございます。

このタイミングでということ委員からも何でもかということなんですけども、やはり我々のしていること、非常に科学的なこととして、なかなか市民の方に分かるように解説したものが無いということで、我々がしている研究を通じて、より市民の方に分かりやすい言葉で説明するのが我々の一つの使命であるということとして、今、市内で起こっているタイムリーな感染症、特に、HIVとか梅毒とか増えていることに関しまして、より市民の方に分かりやすい言葉で我々のしている業務を解説したいと。それをまた、市民の方が理解することによって、それについての注意とかもできるのではないかとということで、このタイミングでたよりを作らせていただきました。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** ありがとうございます。決して、私は否定しているわけではありませんので。保環研が、こういう取組をしていると市民の方に少しでも知っていただくという意味では、非常に大事ないい取組だと思っておりますので、ぜひ続けていただいて、あとは、せっかく作った市民の方々に知っていただくための新聞でありますので、見せ方も工夫していただきながら、なかなかそこにたどり着くのが結構大変じゃないかなと思いますので、SNSとかうまく活用しながら、今おっしゃった取組は非常に重要な視点だと思いますので、広く市民の方に知っていただくという意味でも、頑張ってくださいと、広報のやり方を研究していただきたいと思います。要望とさせていただきます。

それとあと、救命救急医なんですけれども、市内に救急救命医が働いていらっしゃるという

のはあるんですかね。

○主査（日野雄二君） 地域医療課長。

○地域医療課長 救急を受けているような病院であれば、恐らく救命医の方はいらっしゃるのではないかとは思いますが、すみません、具体的な数は現時点では把握はできていないですけれども。以上です。

○主査（日野雄二君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） じゃあ、例えば、3次救急医療機関において救急救命医が欲しいということで募集をかけたりにしているんですかね。何か北九州ではそういうニーズがないというか、そもそも救急救命医が必要とされていないのか分からないんですけども、募集がなかなかなくて困っているみたいな話があったんですけども、そこはどうなのでしょう。

○主査（日野雄二君） 地域医療課長。

○地域医療課長 救命救急医、お医者さんの話だと思いますけれども、多分個々の病院で募集とかをされているのではないかなというところで、市が何か募集をかけているということはまずないかなと考えております。個別の医療機関、3次医療機関であれば、この周辺では北九州総合病院とか市立八幡病院とかありますけれども、そういったところで必要があれば、おのこの病院で募集をされているのではないかなとは考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） そしたら、市立八幡病院は救命救急センターだと思いますけど。

○主査（日野雄二君） 市立病院担当課長。

○市立病院担当課長 八幡病院で救命救急センター、小児救急センターというのは設けております。医者の診療科といたしましては、救急センターで働いていても、例えば内科の所属であったり外科の所属ということになりますので、委員がおっしゃっている救命医とストレートで一緒かどうか分かりませんが、八幡病院救命救急センター、正規の医師が37名、小児救急で正規の医師が25名という体制で八幡病院を運営しております。以上になります。

○主査（日野雄二君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 分かりました。救命救急医になろうと思って市内の学生さんとかも一生懸命勉強されて、北九州市、例えば市立八幡病院で働きたいといっても、なかなかそういう募集そのものがなくて、こっちに帰れないみたいな、そういう話もあるので、もし必要としているのであれば、若い救命救急医の人たちが活躍できる病院として、また、人材育成にもなりますし、きちっとした形で救命救急医を募集しているということが分かるような形でお知らせ、市立八幡病院に関してはきっちりお伝えいただければなと思いますので、こちらも要望とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それと平和祈念式典……。

○主査（日野雄二君） 中島委員、12時過ぎたので、引き続き、午後からでいいですか。



それでは、12時を過ぎましたので、質疑は多く残っていると思いますから、しばらく休憩で、再開は午後1時からお願いします。

(休憩・再開)

**○主査（日野雄二君）** それでは、再開します。休憩前に引き続き、質疑を行います。途中で質問を切り申し訳ございませんでした。公明党の中島委員の質疑からお願いします。

**○委員（中島隆治君）** よろしく申し上げます。平和祈念式典の件ですね。平和のまちミュージアムの重信館長に御案内という話をさせていただきましたけれども、案内はされていないということでありました。それで、せっかく同じ平和を目指すという施設ができて、同じ敷地内というのがありますし、平和のまちミュージアムで様々な受入れ状況もあろうかとは思いますが、ずっと続いてきた祈念式典でありますし、その重みを踏まえてしっかりと重信館長にも同席をしていただいて、市内の平和に対する式典の重みを共に感じていただくというのは重要じゃないかなと感じたので質問させていただきましたけれども、改めてその点に関してはどのようにお考えでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 総務課長。

**○総務課長** 原爆犠牲者慰霊平和祈念式典の平和のまちミュージアム重信館長の御出席について、これまで御案内をしておりませんでしたけれども、委員がおっしゃるとおり平和の尊さを伝えていくという取組は連携して行っておりますので、主催であります北九州市原爆被害者の会とまず御相談をしたいと思っております。あと、8月9日は長崎にお子様を連れて行ったり何かいろんな事業もミュージアムでされていますので、その辺の業務の都合とか、それも担当者に相談してみたいと思います。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 分かりました。最後、要望とさせていただきますけれども、今館長の話をしていただきましたけれども、もっと言えば、市内でボランティアも含めて平和のことについてされている方とか、関係者であるとか、市民の代表、平和に取り組んでいらっしゃるボランティア団体の代表とか、学生さんとか、そういった形で広く代表の方なり関係者の方にも声かけしてはどうかなと思いましたが。あと同じ敷地内の中央図書館の館長とか、文学館の館長とか広く参加してはどうかなと感じましたので、要望とさせていただきます、この質問は終わりたいと思います。

人権の啓発についてでありますけれども、今、動画が主流ということで、様々、明日への伝言板というラジオもされているということでありましたけれども、私が聞いたかったのは、人権推進センターで様々DVDとか、そういった貸出しをしているかと思うんですけれども、さっき御答弁でもありましたように、動画が今主流になっておりますので、こういった教材の利用状況というのをお聞きしたかったんですけども。こういったDVDとかビデオとか、そういった貸出し、利用状況というのはどうなんでしょう。

**○主査（日野雄二君）** 人権文化推進課長。

**○人権文化推進課長** 人権推進センターでDVD等の貸出しをしております。今DVDの所蔵の本数が411本ほどあるんですけれども、令和4年度は3月ぐらいまでコロナの関係で貸出しが少なめになっていたようではあります、令和4年度で271件の貸出しがありまして、本数からしますと537本貸出しをさせていただいております。今委員のおっしゃられた動画についてです。今、本数と言った分は現物をお貸しして、それぞれの研修で機材を使って皆さんお集まりのところで見るといような形だと思いますが、私どもの作成した人権啓発動画とか明日への伝言板を紙芝居ふうにしたもの、そういった動画もYouTubeに上げておりまして、明日への伝言板のホームページから見るすることができます。こちらにつきましても、研修でどのように活用したらよいかとか、そういったお問合せもいただいておりますし、動画もいろいろ濃淡ありますけれども活用していただいているものについては、たくさん見ていただいているような状況でございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** ありがとうございます。先ほど質問もありました同和の話とかセクハラの話とかメンタルヘルスとか、様々なジャンルがあろうかと思うんですけれども、最近の傾向というか借りに来る団体がどういうことに着目して借りられているのか、ジャンルで最も多いものとか、ジャンル別にどういう状況なんでしょうか、教えていただきたいと思います。

**○主査（日野雄二君）** 人権文化推進課長。

**○人権文化推進課長** ジャンル別にということでございます。

今、手元にジャンル別の件数の詳しいものがあるわけではないので、お答えできないんですけれども、貸出しの状況としては、やはり人権週間の時期に貸出しが増えたりとか、あとは同和問題の強調月間の時期にそういった人権研修用に増えるとか、そういったこともありますので、あと企業が借りられることがありますので、若干ハラスメントのものとかそういったものもたくさんあります。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 中島委員。

**○委員（中島隆治君）** 分かりました。いろんな社会問題がありますけれども、今市内の企業、団体がどういったところに着目をして、それを是正されようとしているのかということを知りたかったので、お聞きしました。また、分かれば教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

**○主査（日野雄二君）** 質疑は、木下委員。

**○委員（木下幸子君）** よろしく願いします。私から最初に、障害者の方の就労、特に、一般就労されている方、また、その次に芸福連携、農福連携等、状況が分かりましたら教えてください。

それから、健康（幸）寿命プラス2歳の推進事業の件です。これ令和4年の事業内容、また、

成果とか課題、さらなる強化とか状況を教えてください。

それと同じ内容ですけど、高血圧ゼロのまちモデルタウン事業の内容や成果、また、さらに強化していかなければいけない課題等を教えていただきたいと思います。

それから、HPV、いろいろ個別の通知をしていただいて精いっぱい努力もしていただいているので、大変評価しております。それに加えて、この4月から第9価が打てるようになったと思うんですけど、2価、4価よりも効果が高く、条件によっては回数も2回で済むということで、メリットがあるのではないかということで接種に前向きなことを考えられる方も多いたと思いますけど、9価のことの周知徹底がどのようにされているんでしょうか。これは令和5年度になりますけど、教えてください。

それから最後に、成年後見人とか市民後見人制度というのがあると思うんですけど、これの養成、特に市民後見人制度の養成状況、また、現状、市内に何人ぐらいいらして、どういう活動をされているのか。毎年募集もかけていると思うんですけど、どういう状況か教えてください。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉企画課長。

**○障害福祉企画課長** 障害のある方の就労の関係とあと農福連携について御質問いただきましたので、それについてお答えいたします。

一般就労に関しましては、ハローワークで取りまとめをしているという関係がございまして、集計上、県の単位という形になります。令和4年度の就職件数ということで申し上げますと、数値としては4,895名の方で、内訳としましては、身体の方は1,145名、知的の方が903名、精神の方が2,655名、その他の方が192名という形になっております。

また、農福連携についてお答えいたします。

農福連携の取組としましては、保健福祉局としての取組になりますけども、毎年農福マルシェというものを県と連携して実施しております。こちらで障害福祉サービスの事業所のきっかけづくりということで、販売会とかを実施しております、その中でアンテナショップである一丁目の元気、そういったところで野菜の販売等を行っているという状況でございます。

また、こちら産業経済局の所管になりますけども、本年度農福連携に関しますモデル事業というものを実施しております、JAと協力して様々な取組をしていると。その際に、就労のB型の事業所、そういったところを対象とした形で取組を行っているということで、こちら関係局と連携して取り組んでいるところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長** 健康（幸）寿命プラス2歳の推進事業についてでございます。

こちらの事業については、健康寿命プラス2歳の実現に向けた取組を着実に進めるため、プランの主要施策に掲げておりますデータに基づく生活習慣病の予防及び重症化の予防の推進を関係団体と連携をしながら進めているものでございます。令和4年度の事業経費につきまして

は、世界糖尿病デーに合わせまして、糖尿病予防の啓発キャンペーンのイベントの中で、小倉城のブルーライトアップ in 北九州を実施しているところでございます。こちらにつきましては、11月14日の世界糖尿病デーを軸に特別強化月間といたしましてブルーライトアップとチラシの作成、啓発を行っているところでございます。

また、今後も市民主体の糖尿病対策は積極的に継続して実施されることが期待されるものでございまして、長期的には医療費の削減や健康寿命の延伸に寄与するものと考えております。

次に、高血圧ゼロのまちモデルタウン事業についてでございます。

こちらにつきましては、市民一人一人の定期的な血圧管理や減塩などの適切な生活習慣を促進することを目的に、市の健康づくりアプリGO!GO!あるくっちゃKit a Qに血圧管理機能、あと減塩の啓発などを行っているアプリなんですけれども、こちらのアプリの保守管理等に令和4年度は使っているところでございます。アプリの運用経費としてこの事業の経費を支出しております。このアプリにつきましては、利用者数が令和4年度末で1万8,000人ほどとなっておりまして、2万人に近づいております、さらにアプリを活用した高血圧ゼロの取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 感染症医療対策課長。

**○感染症医療対策課長** HPVワクチンのうち、この4月から追加されました9価ワクチンの周知の状況をお答えいたします。

委員おっしゃいますように、これまでよりも予防効果が高いと言われておりますので、4月の市政だよりでいち早く追加をされましたということでお知らせしました。それから、5月には対象となる全ての方に個別の通知を行いまして、9価の予防効果ですとか、15歳までに1回打てば、ほかのワクチンは3回打つ必要あるんですけども、15歳までに1回打てば2回で終わることができるというようなこともしっかりと周知してきたところでございます。引き続き、9価の予防効果を含めまして周知啓発に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 長寿社会対策課長。

**○長寿社会対策課長** 成年後見制度の中で市民後見人養成についてお尋ねいただきました。

まず、養成状況についてお答えいたします。

養成につきましては、平成14年からずっと養成を続けておりますけれども、現在のところ累計で受講している修了者が144名いらっしゃいます。市民後見人というのが委嘱される事案として、どうしても日常的な金銭管理や紛争性のない相続上の事案等、必ずしも法律的な専門性が要求されない事案に想定されているというようなことがございます。それで、平成19年からこの養成に努めているんですけども、実際のところは令和元年9月に最初の受任が実現しまして、これまでに3件の実績となっております。これにつきましては、家庭裁判所が後見人を選任いたします。

実際、この方々を144名養成して、じゃあ今何をされているかというところなんですけども、

実際にみるととかで日常生活自立支援事業とって実際の金銭管理であったりとか、介護サービスの契約であったりとか、日常的な財産管理であったりとか、そういったことをお手伝いということで、今現在28名に支援員として活躍をいただいているところです。144名に対して3名しかまだ実績がないということで、今後とも養成については努めてまいります。今回もまずは市民後見人の重要性といったものの公開講座を開いて、それから募集を開始するというようなことで、毎年大体10名ぐらいの応募があるんですが、今年も強化して努めてまいりたいと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 全部答弁したのかね。木下委員。

**○委員（木下幸子君）** もう一つ。

**○主査（日野雄二君）** 後見人は、地域後見人。木下委員。

**○委員（木下幸子君）** 大丈夫です。芸術関係の障害者の連携とかは、芸福連携は何かありますか。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉企画課長。

**○障害福祉企画課長** すみません、答弁が漏れておりまして。芸術関係の連携ということで御質問いただいております。

芸術関係のところではいきますと、北九州市としまして毎年障害のある方の様々な社会参加の支援といたしまして、それぞれの芸術活動の支援を行っているところでございます。そうした取組の中で、障害のある方の社会参加を促して、個々の能力を発揮する形で様々な支援を行っているという状況でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 木下委員。

**○委員（木下幸子君）** 答弁ありがとうございます。

最初の障害者の就労ですが、いろいろ支援をしていただいているようですが、その方の体調とか能力を生かして、少しでも収入アップにつながるように、さらに寄り添っていただきたいと思えますし、農福連携もそうですが、やっぱり芸術家というか障害があるアートに秀でた方とかも、別にそれに特化した事業所があるわけではないですね。昼間、事業所とか一般就労されていて、そして、芸術の活動というか、その方が趣味、能力、感性とか、いろいろ芸術に関してはあるかと思うんですけど、何かアドバイスしてあげるとか、何かその方の能力とかを生かすような、そういう御支援も必要かなって思います。その点はどんなでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉企画課長。

**○障害福祉企画課長** 芸術分野におけるそれぞれの能力を引き出すという取組としましては、本庁舎の1階になりますけども、かがやきアートという障害の方が作られた絵画とか、そういったものを月間で飾っております。そういった形で、広く市民の皆さん含めて、少しでも障害のある方の芸術に触れていただくような取組は行っております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 木下委員。

**○委員（木下幸子君）** 本庁の1階って、広く市民に知らしめるというのにはちょっと疑問があります。せめて各区役所に出張で移動していくとか、人通りの多いような場所で一人でも多くの市民の皆さんの目に触れるようなことというのはどんなふうにお考えなんですか。本庁の1階にそういう展示をしているといっても、ちょっと満足できないんですけど。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉企画課長。

**○障害福祉企画課長** それ以外の取組としまして、毎年障害者の芸術祭という形で開催しております、その中で通常の芸術活動や文化活動ですね、踊りとか、あとそういった展示物も取り扱っております、出展数でいきますと200点以上の出展を行っているということで、来場者数はちょっとデータの古いですけども、令和3年度であれば大体1,300人ぐらい実績として上がっているという状況でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 木下委員。

**○委員（木下幸子君）** いろんな作品を展示していただいて目につく、そしてまた、その方が芸術作品によって何かほかの就労につながったりして、やっぱり人に見ていただきたいとか思うような作品なんですか。それを収入につなげられるような、福岡ではだんだんと言って、段ボールに障害をお持ちの方のアートを載せて、その作品を提供した障害者の方に収入として入っていくとか、そういう少しは収入につながるような芸術活動というか、そういうのもあっているようなので、200点ぐらい出展されて1,300人ぐらい見に来ていただいたというんですけど、できたら収入につながるような何かそういう研究もしていただけたらなと思います。

それから、健康（幸）寿命プラス2歳の推進事業とか高血圧ゼロのまちモデルタウン事業が行われていますけど、ブルーライトアップとかアプリでやっているとかということですけど、本当に必要な方の手元に情報的に届いて、その方が意識改革というか、そういうことができていると実感されているんでしょうか。何か成果として見えていること、見えてきたこととかありますでしょうか。

**○主査（日野雄二君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長** 健康（幸）寿命プラス2歳推進事業、糖尿病フェスタ、高血圧ゼロのまちモデル事業につきまして、市として実施している内容について先ほど申し上げたんですけども、糖尿病については、現在、市民糖尿病フェスタ実行委員会や糖尿病街頭啓発実行委員会と連携をして、こちらの団体の民間イベントと共催の形で実施をしております。こういう形で、関係団体と連携をしながら、市民に意識づけしていただくことというのは広めていきたいと考えております、高血圧ゼロのまちにつきましては、日本高血圧協会の実証事業に参加をいたしまして、令和3年度と令和4年度、スーパー等で血圧測定を行って啓発を行っております。この中で、ふだんなかなか区役所等の事業に来られない方についてもスーパー等で血圧測定で御自分の血圧を知っていただいて、ある程度きっかけづくりにしていただけたと実感をしているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 木下委員。

**○委員（木下幸子君）** 人生100年時代と言われておりますし、今年なんかも北九州は100歳以上が1,000人を超えているんですかね。御高齢になってもこの町に住み続けたいと思ってくださる方が大半だと思いますので、本当、長生きしていただいて感謝なんですけど、医療費、介護費がかからない状況で一日でも長生きしていただきたいというのは皆さんの願いだと思うんですけど、しっかり周知啓発して、一人でも多くの皆さんに、また、周りの方のためにも自分の健康、そして、周りの方にも目配り、気配り、声かけ等していただいて、みんなで人生100年時代、元気に歌っていくようなモデル都市になっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、HPVワクチンの9価の効果が高い、そして、条件に合えば2回で済むということで、随分検討をしていた方が、これならということで接種に踏み切るような状況も起きているとお聞きしています。しっかり、これも周知徹底していただいて、防げるがん、特に若い女性のがん、一人でも多くの皆さんの命と健康と、また、子育て世代を守れるようにこれからもしっかり取組をしていただきたいと思います。

最後に後見人制度ですが、平成19年から毎年養成していただいて144人もいらっしゃるということですけど、なかなか本格的な出勤が少ないのかなと思います。いつ出勤になってもいいように、まして、これは市民後見人にしても70時間から講義を受けて、やっぱりそういうのを、人のお役に立ちたいとか、何かやっぱり覚悟して70時間の講義を受講されるということとても尊い方だと思います。いつ出勤になってもいいように、何か本格的な任務に当たる前にいろんな経験とか体験を積んでいただいて、そして、やっぱり高齢者が増えている本市ですので、この後見人制度、まして、質疑でもお聞きしましたが、御高齢だけの世帯が65%いらっしゃるということで、とてもこれ大事な分野かと思っておりますので、いつ出勤になってもいいように、本格出勤の前に活動もしていただいて、力をつけていただいて市民後見人として活躍ができるように、そういう身寄りのない、周りに頼る人がいないという人の何かいざというときのお役に立てるように準備をしていって、そして、やっぱり政令市で一番高齢化していますので、やっぱりこの分野というのもとても大事な分野だと思いますので、しっかり全国の市町もみんな高齢化しております。北九州を模範にさせていただけるような、そういう市民後見人制度でもあっていただきたいなと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思ひます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉企画課長。

**○障害福祉企画課長** すみません、先ほどの障害者芸術祭の数字、ちょっと訂正させていただきます。令和4年の最新の数字が分かりましたので。令和4年度の来場者、ステージが1,300人、作品展は来場者数が411人で、展示数としましては225点でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 木下委員。

**○委員（木下幸子君）** ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

**○主査（日野雄二君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 3点、お伺いいたします。

1点目は、本会議でも質問しました認知症支援についてですけれども、今後、正しい認知症の理解を深めるための啓発とか、あと地域での見守りを含めた取組という答弁をいただいて、しっかり共生社会の実現を推進するために取り組んでいただきたいと思います。

その中で、今年度、オレンジプランの改訂に向けて策定事業に入っているかと思えますけれども、令和3年度版を見たときに、認知症施策の認知度、これが令和2年度のアンケート調査によると、かなり低いのにびっくりしたんですね。認知症サポーター養成講座を知っていますか、知らないというのが66%、あるいは認知症サポーターメールを知っていますかと、知らないが80%で、見守りサポーター派遣事業を知っていますか、知らないが75%で、認知症行方不明者等SOSネットワークシステムを知っていますかが69%、認知症高齢者等位置探索サービス事業、知らないが73%、あと認知症介護家族交流会事業を知らないが70%、認知症カフェを知らないが71%、令和4年度になってこの辺の認知度というのがもう改善されたのかどうか教えていただきたいと思います。

それとあと、特養の入所待ちということで、調査号によれば、令和4年度末で5,574人で、老健が2,840人で、グループホームが2,316人、これは定員となっておりますが、令和4年度時点で入所待ちというのはどのぐらい、もうほぼ解消しているのか、その辺の状態を教えてください。

あと、女性に多い骨粗しょう症ということで、骨折しやすいと要介護、寝たきりになるリスクが高いということで、国でかなりこの施策を進めると新聞記事を見たんですが、健診率の全国平均が僅か5.3%、それに対して、10%増を目指して15%の目標を定めたみたいなんですけど、北九州市は令和4年度で3,856人が健診しているということですけど、この3,856人というのは、国の5.3%より高いのか低いのか教えていただけたらなと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 認知症支援・介護予防センター所長。

**○認知症支援・介護予防センター所長** 現行のオレンジプランにいろんな認知症の施策の認知度というのを調査した結果を掲載しているんですけども、その後、認知度に関する調査を行っていませんので、現状は把握はできていないんですけども、まだまだやはり制度が浸透していないのではないかと感じておりますので、今月、認知症啓発月間ということでいろんなイベント等も予定はしておりますけれども、しっかり今後とも啓発、それから制度の周知に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 介護サービス担当課長。

**○介護サービス担当課長** 特別養護老人ホームの入所待機の状況についてお尋ねがございました。

現在、実数字、第1希望で待機をされている数が大体2,000人前後登録されております。この



2,000人ちょっとの数が多いのか少ないのかなんですけれども、お部屋がどれぐらい埋まっているかという入所率の関係で行きますと、大体9割ぐらいです。順次、循環しているという状況の中で、早い方で申込みをして1～2か月で入られているというところがございます。

この2,000人の方が様々な状況で申込みをされて待機をされているわけですが、中には今入院中で、すぐには入らないけれども後日入りたいとか、将来のために入る施設を選んでおいて、今登録をされているけれども、今現在はできるだけ長く自宅にいたいと、そういう方たちも含まれておまして、特に急いでいるけど入れないというようなお話はいただかず済んでいるところがございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長** 骨粗しょう症健診の受診率についてでございます。令和4年度の骨粗しょう症受診率は1.0%となっております、国の現状値5.3%よりも低い状況でございます。次期の北九州市の健康づくり推進プランでは、国の健康日本21に合わせまして、新たに骨粗しょう症健診の受診率を指標に加えることとしておまして、まずは国の現状値である5.3%を目標に取り組を進めたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 山本委員。

**○委員（山本眞智子君）** 骨粗しょう症から、国平均が5.3%に対して本市が1.0%ということでちょっとびっくりいたしました。私自身もこういう年齢ですのでちゃんと調べておりますが、年相応の骨密度ということで喜んでおりますが、若い人に比べるとやはり低いので用心しなさいと言われております。その中で、やはりこれは早期発見して、薬もいいのが出ているし、きちっと対応していったときには、骨折とかの介護予防につながってきますので、これは進めていただきたいなということを要望しますとともに、うちの場合は1,000円で健診できますよね。そういうので、40代か50代、どっかの節目のときに早期発見、自分がどういう状態であるのかって1回ぐらい無料の何か健診の制度とかやってもらって、そこで女性が無料で早期発見とかができるようになったら、随分と進むんじゃないかなと思いますので、この辺は検討していただきたいなということで要望しておきます。

次に、認知症ですけれども、勉強しましたらかなりいろんな施策を本市は打ってくださっていることを感じます。ただ、我が事じゃないので、見落としてしまうということはあるんですが、せつかくこれだけのいい施策も打っているんで、しっかり力を入れて周知していただきたいなと。共生社会の実現を推進するためには、本当に認知症がどういう病気なのか、また、どういう声かけをしたらいいのか、また、地域でそういう方にお会いしたときに、どういう見守りをしたらいいのか、これはもう研修というか勉強しかないような気がしますので、ぜひその辺もひっくるめて共生社会を目指した取組をと思いますし、また、搜索模擬訓練も小倉南区が有名ですけど、小倉南区とかいろんなところでやっておりますが、それが各区で1か所ぐらい、やはり防災訓練と同じような規模でやっついていかないと、2年後の5人に1人認知症というのに対

応し切れないような感じがするんですけど、この辺の今後の取組というのは議会で御質問しましたので、しっかりとオレンジプランに反映させて、北九州市を挙げてきちっと対応していただきたいなということを強く要望しておきます。

あと特養の入所待ちですけれども、少し安心しました。急いでいるけど入れないという声は聞いていないという答弁でございました。1～2か月というならまだ許せる範囲でございませし、また、少ない数ではありますが、定員は令和5年度も増やしていっておりますし、グループホームにおいても定員を増やしていっている状態でございますので、需要と供給のバランスを鑑みて、きちっと特養とかグループホームとかの施設の待遇をつくっていただきたいなと要望しておきます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** よろしくお願ひします。

まず、敬老行事補助等経費について、予算額と決算額、あと中身について教えていただければと思います。

もう一つは、触法障害者支援事業経費、この中身について教えていただければと思います。

あと、すてっぷ、ひきこもり対策の件で、先ほど小宮委員もおっしゃいましたけど、すてっぷの職員の方の現状の雇用形態を教えていただければと思います。

最後、先ほど木下委員も言われましたが、芸福連携、障害者芸術の件で、私、若園でWAKAZONOタウンパレードというのを2年しております、小倉南図書館で障害者の方のアートの展示とか、あと障害者の方のステージ上でのパフォーマンスとかさせていただいているんですけども、その言及がなかったので、どういった御見解をお持ちかなと思いますので、ぜひ教えていただければと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 長寿社会対策課長。

**○長寿社会対策課長** 敬老行事補助金についてのお尋ねについて回答いたします。

この補助金につきましては、地域で75歳以上の高齢者を対象に、敬老行事を開催する団体に対して1人当たり1,000円を補助するものでございます。ちなみに、令和2年度から令和4年度は、特例的に、コロナの影響もございましたので、行事をしなくても記念品だけでも600円を補助するというような特例措置を実施いたしましたが、今年度からは5類に移行したということもございまして、記念品だけの補助ということは認めておりません。行事をやったところに1人当たり1,000円という内容で補助しているところです。

ちなみに、お尋ねのありました決算でございますけれども、令和4年度で8,898万円ほど補助をしているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 指定指導担当課長。

**○指定指導担当課長** 障害者の触法支援事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、逮捕、拘留された時点から早期に支援に入っていくということで、

弁護士等からの依頼に基づき、御本人様と面会等を行って、関係機関と連携をしながら、不起訴や執行猶予となって釈放となった後の支援を見据えた入り口支援と通常言っているのですが、そういったものを行っております。

具体的な支援としましては、障害者基幹相談支援センターというところにコーディネーターを1人配置しまして、その当事者の方が釈放後に身を寄せる場所、そういった場所の調整とか打診、また、その後生活をしていく必要がございますので、収入を確保するための調整、御家族がいらっしゃれば、その方との調整、連絡とか。中には、障害者手帳とか障害者サービスを受けるための支援区分とかを持っていない方もいらっしゃいますので、その方の状況に応じてそういった調整などを行いまして、釈放後の継続的な見守りを行いながら触法障害者の立ち直りを支援するという事業になっております。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健福祉センター所長。

**○精神保健福祉センター所長** すてっぷの職員の雇用形態について御質問いただきました。

現在、4人が正規として雇用されております。そのほかにパートで数名の方が随時といえますか、時々入っていると聞いております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉企画課長。

**○障害福祉企画課長** 芸術文化の関係の取組について、お答えいたします。

若園のタウンパレードの取組をはじめ、各団体や市民団体を含めて様々な芸術活動というのが北九州市内で行われておりまして、そういったものに対して、例えば市として後援の依頼とか、協賛の依頼等がありましたら、要件を満たしていれば、そういった形での支援を行っていくといった取組を続けております。また、こうした取組、地域社会の一員として障害のある方が社会に進出する上では非常に重要な取組であると市としても認識しておりますので、引き続き、こういった事業に関して支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** ありがとうございます。

まず、敬老行事補助等経費についてお聞きいたします。

先ほど説明にありましたとおり、1人当たり1,000円、昨年度までは記念品で600円ということとで、これ行事に参加しないと1,000円というのは出ないんですかね。

**○主査（日野雄二君）** 長寿社会対策課長。

**○長寿社会対策課長** 基本的には参加いただくということを前提に1,000円を補助するような仕組みにはしておりますけれども、やはり高齢者の方、当日出席できないとか、あとは、そういった広い会場が地域にはないといったようなこともございますので、このあたりは地域の実情に応じて、地域から提出をしていただいているその対象に対して1,000円をお支払いしているという現状でございます。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございます。状況に応じてでよろしいですね。これは答弁をお願いします。

○主査（日野雄二君）長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 要綱とか、そういった決まりの中では基本的には参加した方ということにはさせていただいておりますが、実情に応じてということで、当日の欠席はちょっと厳しい、そういったところを含めて対象としてお渡しをしているところでございます。

○主査（日野雄二君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございます。

すみません。あと、まず、WAKAZONOタウンパレードの件ですけれども、これ恐らく健常者も高齢者も少年も障害を持たれた方も1つでパレードをして、公園でイベントをするというのは、私はあまりないと思うんですね。市としても、これ市民文化スポーツ局なのか、それともまちづくり事業なのか、いろいろあろうかと思いますが、やはり過去2回して思ったのが、表現の場というのは皆さん大事な場であると思います。それで、ぜひこういった取組について、また来年もすると思いますので、市としても、ぜひお越しいただいて、いろいろアドバイスもいただければなと思いますので、要望とさせていただきたいと思います。

あと、すてっぷの職員について再度お聞きいたします。

これ、給与形態について、お仕事の中身がいわゆるカウンセリングがメインじゃないかなと思ってはいるんですけれども、教育委員会のスクールカウンセラーの時給と、あとすてっぷの職員の皆さんの雇用形態というか給与面の整合性というのは、教育委員会等とやり取りはされているのかお聞かせいただければと思います。

○主査（日野雄二君）精神保健福祉センター所長。

○精神保健福祉センター所長 すてっぷの給料に関してなんですけども、これは毎年すてっぷから見積りをいただきまして、それをもって、あと予算の範囲で決定しております。そのあたりに関しまして、教育委員会のスクールカウンセラーの時給と整合性を図る作業はしてございません。以上です。

○主査（日野雄二君）金子委員。

○委員（金子秀一君）恐らくボランティアベースのような、また、市が直接雇用する形態ではないのかなと思いますので、恐らく物価が様々高騰していく中で、ひきこもり対策という大変尊いお仕事であるとは思っておりますが、その部分でしっかり実体を皆さんに聞いていただいてもいいのかなと思うんですけれども、御見解をお聞かせいただければと思います。

○主査（日野雄二君）精神保健福祉センター所長。

○精神保健福祉センター所長 委員がおっしゃるとおり、すてっぷの相談もひきこもりの方に対して、そして家族に対してしっかり話を聞いていくことがやっぱり大事であると。そこは、新しく相談員を見つけるときにも非常に重要なことにしておりますので、いろんな物価高騰と

かそのあたりも含めて、きちっと人が雇用できる形は大事だと考えております。すてっぷ側ともしっかり話を聞いて対応していきたいと思っております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** 教育委員会でもお話しさせていただいたんですが、恐らく相談員の方というのは、臨床心理士とか公認心理師とか、そういった資格をお持ちかなと思うんですね。こういった資格は大学院に行かないと取れませんし、私としては貴重な職業の方々ではないかなと思っておりますので、そういった使命感と報酬、あと社会的な役割の重要性というのを鑑みて、そういった部分も調査していただければなと思いますので、これはもう要望とさせていただきます。

最後に、触法障害者支援事業経費、今年度50万円ということで決算で上がっておりますが、やはり障害を持たれている方が犯罪を犯してしまうのか、犯罪を犯してしまった後に実は障害を持っていたというのが分かるのか、これ微妙な線引きがあるのではないかなあと個人的には思っております。予算は200万円計上されていたと思うんですが、今回50万円。でも、相談員の配置とかしていただいたということで大変感謝申し上げますが、こういったことも雇用者側に御理解をいただく、また、そういった方々が無事社会に復帰できるような体制ということで、広く事業者の皆さんに知っていただく必要もあるのかなと、特に障害者の作業所とか、そういった部分での見解をお聞かせいただければと思います。

**○主査（日野雄二君）** 指定指導担当課長。

**○指定指導担当課長** 今、委員御指摘のとおり、企業側含めた触法障害者の理解促進というのは非常に重要だと考えております。特に触法障害者の再就職に向けた支援をしているんですが、なかなか雇用につながっていかないとか、そういった問題もございます。あと一般市民に向けた周知等も大事だと考えていますので、企業側の理解もそうなんですけど、一般の方の周知も含めた触法障害者に関する普及啓発というのは、これからも力を入れていきたいと考えております。

**○主査（日野雄二君）** 金子委員。

**○委員（金子秀一君）** では、よろしく願いいたします。以上で終わります。

**○主査（日野雄二君）** 公明党は2分50秒残りました。自民党、中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 3点お尋ねします。

1点目は、3款2項5目、老人福祉施設費のところ、そこにあります老人福祉センターというのと、市立老人福祉施設というのがありますけど、これ具体的に何か所ずつあって、どこにあるのか教えてください。

2番目に、コロナも今年の5月で5類になって、2類相当はほぼ令和4年度で終わったと思うので、一定程度の総括ができると思うんですけど、その総括の中で私が思うのは、県の管轄と市の管轄というのがありましたよね。例えば、ホテル療養するホテルは県の管轄ですよ。

またこのような新しい感染症になったときのための議論でもあるんですけど、政令市はもう全て市が管轄したほうが円滑に行くんじゃないかなという意見を持っているんですけど、今回のコロナ、特に令和4年度経験されて、その辺の執行部の考え、今後に向けて県がやっていた管轄の部分も市がやったほうがいいんじゃないかなと私は思うんです。そう思うのなら、今後、国にそういうふう要望していかないといけないと思うんですけど、その辺についての考え方をお尋ねします。

最後に、これは苦言に近いんですけど、健康（幸）寿命プラス2歳の推進事業経費というのがありますね。これ聞こうと思ったら、さっき木下委員のところで御説明があったので分かったんですけど、健康寿命プラス2歳というのはすごい目標だなと思っていて、非常にこれは大事な目標なんだけど、これは金額がとても安いなと思っていて、説明を聞いたら単純に糖尿病のイベントをやっているだけという話で、この名前とやっていることの格差は何なんだというのを非常に思ったんですよね。健康寿命プラス2歳というのは非常に大事な目標だと思うんですよね。私が考えるに糖尿病も大きな因子ではあるけど、糖尿病はもちろんそこに書いてる中で言うと、多分健診もそうだし、フレイルもそうだし、高血圧もそうだし、歯周病もそうだし、こんなのを総括して全部の政策を足したのが健康寿命プラス2歳になるんじゃないかなと思うんですよ。だから、この事業名をつけてあのイベントだけするのはちょっと違和感があるんですね。これは別にもう答弁要りませんけど。もう苦言として、僕はやっぱり事業費をつけるんだったら、ちゃんとじっくりいくような事業名にしたほうがいいんじゃないかなと思います。どうしても反論したいのであれば反論していただいても結構です。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 企画調整担当課長。

**○企画調整担当課長** コロナに関する政令市の権限につきまして御質問いただきました。

コロナの対応につきまして、従来からそういった議論がございまして、コロナの対応中から、政令市長会の国へ対する要望としてそういったことを上げるかどうかということで政令市の中でアンケート等もございました。その中では、やはり一定の広域的な対応が必要ということで、県に権限を持たせたほうが良いという意見と、やっぱりいろんな地域を抱えている以上、県に任せてはその地域に一番適した方法は取れないということで、政令市がやはり取るべきという意見が分かれまして、結論といたしましては、希望する市は権限を取らせてほしいというような要望内容に落ち着いた次第でございまして、北九州市のそのときの検討といたしましては、福岡市、北九州市、福岡県、非常にうまく対応としてはできておりましたし、一定の広い範囲で対応することがより重要と考えましたので、どちらかという県が取るべきということで考えていた次第でございまして。

そうした中、昨年12月に感染症法が改正されまして、この中では、これまでなかったんですけども、新たに県が総合調整権を持つようになりました。これは、やはり先ほど委員がおっしゃいましたところを踏まえての判断だと考えておりますけれども、やっぱり一定の範囲で足

並みをそろえた対応を取ることが、こういった感染症の対応については必要というふうな考えから出てきたものと考えております。以上でございます。

○主査（日野雄二君）介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 老人福祉施設費の中で、市立の老人福祉施設とは何か所でどこかというお尋ねに関しまして、1つは、市立特別養護老人ホームかざし園、もう一つはデイサービスセンター社ノ木です。どちらも指定管理の事業所として運営しております。場所はどちらも門司区でございます。

○主査（日野雄二君）長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 老人福祉センターの件ですけれども、これは新門司老人福祉センターで、いわゆる入浴施設でございます。新門司にございまして、まつがえ荘という建物でございます。以上でございます。

○主査（日野雄二君）中村委員。

○委員（中村義雄君）1か所。そこだけ。

○主査（日野雄二君）長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 はい、そうです。

○主査（日野雄二君）中村委員。

○委員（中村義雄君）コロナの件はいろんな考え方があるでしょうから、私は先ほど申し上げたような考え方でおりますということだけ言っておきます。

老人福祉施設のことなんですけど、これは何でお尋ねしたかという、公共施設マネジメントで整理していく中で、例えばそこに書いているいこいの家とかは、お金はもう使うまいという形になっているからこういう金額になっているわけですよ。今の例えば市立の老人福祉施設に関しては、介護保険制度がここでもう定着した中で、本当に市立で抱えないといけないのかという議論はもちろんされていると思うんですけど、その辺について今までどんな議論があって今抱えているのか、今後どのように考えているのか。市長も行革を進めていくと言っているわけですから、もう例外というのは基本ないベースで考えるべきだと思うんです。それと老人福祉センター運営費が5,600万円というのは、今まであったからという考え方はあるかもしれないけど、もう北九州市民が全員使えるような場所にもないし、そこに特化して5,600万円を使っていくことがどうなのかという議論があると思うんですよ。5,600万円ですからね。それだったら、今市民センターもあるし、いや、いこいの家なんかもっと密着して高齢者が全市的に使っているわけだから、考え方によっては私はこの5,600万円をいこいの家に回したほうが多くの高齢者にとって利益があると思うんですけど、それをどう考えるのかというのをお尋ねします。

○主査（日野雄二君）地域福祉部長。

○地域福祉部長 2つの種類の老人福祉施設についての考え方でございます。

まず、最初に、新門司の老人福祉センターでございます。これにつきましては、昭和53年に新門司地区に環境工場ができたということで、総合的なまちづくりの一環という形で、清掃工場を造っていく中で松ヶ江校区全般を考えて、新門司老人福祉センターという形で老人福祉の拠点になる施設を整備させていただいたというところでございます。その整備に当たりまして、委員がおっしゃられたように5,600万円という、指定管理ではございますけれども予算がかかっている中で、今後どのように老人福祉センターを含めて整理していくかというのは、今から私どもも考えていきたいと、指定管理者制度そのものも今後見直しをしていくということでございますので、その議論の中で新門司老人福祉センターについても今までの設置の経緯とかを含めまして考えさせていただきたいと思っております。

それから、かざし園とデイサービスセンター社ノ木につきましては、おっしゃるように、介護保険制度ができる前から老人福祉施設として開業しているところでございます。介護保険制度の中ではやはり高齢者の所得階層とかで、非常に所得条件が厳しい方を中心に私どもの特別養護老人ホーム、社会福祉法人が設置している介護保険施設に入所していただいているわけでございますけれども、そういった所得の条件とかも踏まえて、今のかざし園とか、あるいは社ノ木がそういった中でどういう位置づけに今後なっていくかということについても、しっかりと今年度議論させていただきたいと思っております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 老人福祉センターの話で言うと、清掃工場、迷惑施設対策ということで今御説明がありました。その当時はそれでよかったと思うんですけど、じゃあ日明とか皇后崎にはないわけでしょう。だから、公平性という観点からして、何でそこだけあるのと聞かれたときに説明はどうされるんですかね。

**○主査（日野雄二君）** 地域福祉部長。

**○地域福祉部長** 今おっしゃるように、清掃工場が市内にほかにもあるという状況の中で、やはり昭和53年に設置したときの状況、私どもも歴史的な経緯も踏まえて必要性を感じているところでございます。それ以外の地区につきましては、当時、清掃工場があった、選出したときに、そういったお話もなかったということで、私どもとしては新門司の老人福祉センターは当時の状況を踏まえて、現在もそこに利用者の方もたくさんいらっしゃるということで必要性を感じているところでございます。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 比較はできませんけど、さっきのを見れば分かるんですけど、敬老会のやつが8,000何百万円ぐらいですよ。これ北九州市内全部の75歳以上の人を対象にした事業、8,000何百万円ですよ。ここ、迷惑施設で造って、多分行かれているのは近くの一部の方でしょう。5,600万円ですよ。これが560万円だったら僕は言わないですよ。金額の使い方としておかしいんじゃないですかと。公平性、これだけ税金がないと言っている中で、過去の経緯はあ



ります。使っている人は利益があるので喜ばれているかもしれないけど、この決算の中で、75歳の対象の人が幾らいるか分からないけど、そのお金の8,000何百万円、何に使っているか分かりませんが、この5,600万円と比べたときに説明できるんですかね。

**○主査（日野雄二君）** 地域福祉部長。

**○地域福祉部長** ほかの事業の8,000万円もございますけど、新門司老人福祉センターの5,000万円というのは、施設に係る運営費として我々が設置した中で今現在、利用者の方を抱える中で必要な経費ということで計上させていただいているわけでございます。そしてまた、新門司老人福祉センターにつきまして、今も門司地区だけに限らず広い地域から集客を図るような形で取組をさせていただいているところでございます。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 老人福祉センター、いわゆるそういう集まる施設ですよ。北九州市は市民センターというのが平等にあるわけですよ。そこでそういう機会は保障されているわけじゃないですか。さらに言うと、本当はいこいの家がそれを担っていたのを北九州市はいこいの家でさえもう面倒見ないよと、そう言っているのに、ここだけ特別なのは何ですか。迷惑施設3つあるのに、ここだけなのは何ですかって聞かれたときに、今の答えで納得できるのかなと私は思います。これ以上は言っても仕方ないので。ですから、今後の見直しには、もう貴重な税金の使い方なんで、北九州の市民がやっぱり納得できるようなロジックを組み立てていかないと、私はロジックが破綻していると思っていますので、今後の見直しを考えていただければと思います。

それと、市立老人福祉施設の御説明では、低所得の高齢者の方と言われていましたけど、じゃあ、そこでイメージしている低所得の高齢者でこの対象になる人の推計というのはどれぐらいの人数を考えていらっしゃるんですか。

**○主査（日野雄二君）** 地域福祉部長。

**○地域福祉部長** 今、例えば介護保険の保険料を取るときに第1段階から第13段階ということで、それぞれ所得の区分がございます。その中で、高齢者の第1段階から第3段階、非課税世帯の方が7万人から10万人近くいらっしゃるということで、北九州市においてはやはり低所得の方の数が一定程度いらっしゃるということを私どもは念頭に置いているというところでございます。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** かざし園は、何人入れるんですか。

**○主査（日野雄二君）** 介護サービス担当課長。

**○介護サービス担当課長** かざし園、入所定員50名でございます。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** 7万人から10万人の対策に50の枠をつくっておくと、それは意味はゼロ

じゃないですよ。ほぼ何も解決できないじゃないですか。だから、その7万人とか10万人いる低所得の人は生活保護も含めてそれはそういう対策をしないといけないわけであって、これを50わざわざ残しておくからねと、ないよりはあったほうがいいんでしょうけど、そこの対策でと言われてもちょっと理解できないですね。それなら、7万とか10万なら、もうそういう施設を1,000とか2,000造らないといけないとかいう話になるじゃないですか。

**○主査（日野雄二君）** 介護サービス担当課長。

**○介護サービス担当課長** かざし園につきましては、多床室で、確かに先ほど申し上げたとおり低所得者の方を対象にしております。国が今新しく建て替えたりする場合には、ユニット型という形で建てるように制度上、なっていておまして、今低所得者の方に対して多床室で用意している施設というのは、大変人気がありますというか、そこを狙って希望を言ったらられる方もいらっしゃる。そういった意味で、今大事な役割を担っていただいているということは間違いありませんけれども、委員がおっしゃるとおり、要は市立で置いておかなければならないのかという議論に関しては、議論の上の中にはあります。時期とかタイミングとか、要は中の人たちが困らない形でということを検討する必要がありますので、最後に1つ、特養としては残っているという状態でございます。場所的に市立門司病院と併設の形で施設を共有しているなどいろんな諸条件がありまして、その課題を検討しているところが1つございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** いや、低所得の人のためにコスト落とすのに多床室が必要なのであれば、政策としてそういうのを準備するべきでしょと。市立で抱えるという話じゃないんじゃないですかと私は申し上げているわけです。政策として必要なら政策にちゃんと上げればいいですよ。今度の8期、9期かな、見直しのときにそういう低所得の、国は人権だのプライベートのために個室にしなさいと言っている、それは必要だと位置づけて用意すればいいし、市立病院の中に入っているからといって、それは今あるだけの話で、もちろんその人が出るときは配慮は必要ですよ、ソフトランディングさせないといけないけど、そういう話じゃなくて、北九州市がきちんと政策として、絶対残さないといけないという理由がないのであれば、介護保険施設の中で統合していくべきだと、私はそう思います。何か絶対、市立で抱えないといけない理由がありますか。社ノ木かな、特にデイサービスなんか、これだけたくさんある中で、デイサービスが競争している中で、市立で抱えないといけないというのが、意味が全く分からないんですけど。

**○主査（日野雄二君）** 介護サービス担当課長。

**○介護サービス担当課長** デイサービス社ノ木につきましては、もともとふれあいむら構想の中で市営住宅の1階に整備をして、市営住宅と一体となってシルバーハウジング・プロジェクト、平成8年、介護保険制度の前に始まった国の制度の中で行われています。おっしゃるとお

り、今デイサービスにつきましては、かなりの数があつて、ほぼ充足しているのではないかと思える状態の中でというところは、御意見としてはごもっともかと思えます。デイサービス自体として、そこに残しておく必要があるのかということは議論の余地はございますけれども、そもそものふれあいむら構想で介護施設を包含した市営住宅についてどうかというところについては、今市営住宅の部門とも協議をしています。今指定管理の制度も見直しがされているというお話があつておりますので、その中でお話を進めていくことかと思えます。社ノ木につきましては、中でケアマネの事業所とデイサービスを包含して市営住宅の1階で実施されておりました、社ノ木の近辺、市営住宅がたくさん並んでいるところですが、その中で高齢者の方がいっぱいお住まいの地域には好評で運営されているということは把握しております。委員がおっしゃる市立としての在り方はどうかということについては、今後の検討になってくるかと思えます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** これだけ今飽和状態に近いデイサービスの状況で、わざわざ税金使ってやるっていうのは、これ民業圧迫という考え方もあると思うんですよ。ですので、今までの経緯があるので、今あるということはそれで理解をしますけど、もう今状況がいろいろ変わっているわけですから、次の介護保険の見直しに関しては、そういうことも鑑みて、また、御検討していただきたいと思えます。

**○主査（日野雄二君）** 介護サービス担当課長。

**○介護サービス担当課長** 付け加えさせていただきますと、社ノ木もかざし園も全額利用料金制で、運営に係る経費は事業所が持っております。今回、予算が入っているでしょというお話に関しましては、建物の維持、要は最近、外壁が落ちたりというところがありましたので、建物の維持補修の経費をいただいているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** いや、だって、建物維持経費で、これが市営住宅の部署が市営住宅の場所を貸しているから維持経費に係るって上がり方なら僕はいいと思うんですよ。これは介護保険の課長が説明するんだから、その中で維持補修を出していますという話が非常に違和感があるわけですよ。だから、あなたが言われる市営住宅ですと、そこの部屋を貸しているんですというなら、それはもうここで上がるべき予算じゃないじゃないですかと私は違和感を持っています。

**○主査（日野雄二君）** 介護サービス担当課長。

**○介護サービス担当課長** 市営住宅の一室を借りているわけではなくて、この市営住宅を建てるときに、市営住宅を建てるお金と介護事業所を建てるお金を国が合築で建てるという施策をやりまして、国から補助金をいただいて、市の介護施設として保健福祉局で建てて管理している、その部分だけですけれど、建物になっています。

**○主査（日野雄二君）** 中村委員。

**○委員（中村義雄君）** お金については分かりました。ただ、私が申し上げている趣旨は、そういうのは基本的にはもう全部民間に任せたいほうがいいんじゃないでしょうかというふうな趣旨で申し上げていますので、それも含めて、また、御検討いただければと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** まず、新型コロナウイルスが5類になりまして、本当に大変な思いをして御対応いただいたと思いますので、まずは、見えない敵と戦ってくれた皆さんに心から感謝申し上げます、ねぎらいをさせてもらいたいと思います。その上でお尋ねします。

質問の趣旨なんですが、現在も新型コロナウイルス、猛威を振るっているというか、私の周りにも感染者の方たくさんいらっしゃいますし、同時に、御承知のとおりインフルエンザでも、先ほど来の議論にもありましたけど、インフルエンザも非常に流行しているのかなと思っていました。まず、令和4年度の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進捗状況を改めてお聞きしたいのと、現在の感染状況について、まん延しているのかとか、例えば、行政としてどういった公式の見解をお持ちなのかというのを伺います。

次、これは本会議でもお尋ねしたんですが、なかなかやはり踏み込んだお答えが返ってこない、ひきこもりについて、非常に難しい対応、デリケートな対応なので、本会議のような答弁になるのはしょうがないと思うんですが、そうはいっても国が地域移行を含めてそれなりに力を入れ始めた事業ですので、結局、自治体でやらないといけない事業なのでお尋ねしますが、ひきこもり対策、不登校も含めて令和4年度において、例えば子ども家庭局や教育委員会との連携とか、そういった部分でどういった成果を上げたのか伺います。

先ほど申し上げたように、地域移行に関して、正直言ってまだまだできていないという認識ではあるんですが、保健福祉局の御見解を伺いたいと思います。

次、医療的ケア児について、医療的ケアを受けているんだけど、障害手帳とかが交付されていないケースもあります。本来、享受すべき障害者に対する例えば減免措置とか優遇措置がこれによって受けられないこともあろうかと思うんですが、御見解を伺いたいと思います。

最後、これもちょっと関連するんですが、我々議会として今子ども基本条例をつくろうよというところで、いろんな子育て関連の市民の皆さんからヒアリングしているところでもあるんです。もちろん行政の皆さんもいろんな日々保護者や本人から、例えばひきこもりに関して医療的ケア児に関していろんな御相談を受けていると思うんですが、そもそも今の相談体制とか支援体制について、どのような御見解をお持ちなのか伺いたいと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** 令和4年度のコロナワクチンの決算の状況についてお答えさせていただきます。

御承知のとおり、コロナワクチンは国の補助金と負担金をいただいて行ってまいりました。

令和4年度はこのコロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、まず、令和3年度の繰越し予算が約51億円ございました。これに6月と9月議会において補正予算をいただきまして、合わせて年額約147億円で事業を行ったところです。次に、国の補助期間の延長に伴いまして、令和5年度に約34億円を繰り越しましたことから、令和4年度予算現額は約112億円となっております。この112億円を用いて市民約3万人の接種を行っております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健福祉センター所長。

**○精神保健福祉センター所長** ひきこもりに関して、子ども家庭局、教育委員会との連携、成果についてお尋ねいただきました。実際のひきこもりに関連しまして、先ほど別の委員からの御質問がありましたように、すてっぷに関連して、そこでいろんな関係機関と相談を受けております。実際のところ、これらの局と連携してどのようにひきこもりの相談について寄与しているかまでは、申し訳ありません、把握しておりません。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 企画調整担当課長。

**○企画調整担当課長** 現在のコロナの感染状況について申し上げます。

今年の5月8日から5類に移行し、その後の報告方法は定点観測となっております。大体7月の下旬から8月の頭にかけて、本市では一旦ピークをつけております。その後、お盆にかけて一旦下がりましたが、再び近辺では上昇してきているという傾向でございます。この傾向は、福岡県、福岡市とも同様の傾向でございます。全国的には、現在ずっと一貫して上昇傾向は続いていると聞いております。

一方で、患者につきましては今申し上げたとおりなんですけれども、入院患者につきましては、昨年ほど大きくは伸びておりません。入院者数につきましては昨年よりも低い状況でして、病床の使用状況につきましても、かなり高くはなりましたけれども、昨年よりも比較的順調な入退院だったと承知しております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健・地域移行推進課長。

**○精神保健・地域移行推進課長** 精神障害の方にも対応した地域包括ケアシステムの見解ということでお答えさせていただきます。

国でも精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるように医療、障害福祉のいろんなサービスだったり住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発など、包括的な仕組みを全市的に行っていくようにということになっております。やはり入院しているところから地域にということとはなかなか進んでいない状況はございます。その中で、本市としましては、入院している精神科病院に地域移行の活動内容とかを、ピアサポーターが訪問してお話をしたりという活動を少しずつさせていただいております。現在、14名のピアサポーターがおりまして、令和4年度は6回ほど活動させていただいております。

あと、市内の入院患者なんですけれども、毎年6月30日時点で1年以上入院している患者の

数を集計しておりますが、令和3年度は2,192人であったのが、令和4年度のときは2,143人ということで、やはり1年以上の入院患者さん6割はいらっしゃるんですが、少しずつ患者数としては減っているという状況でございます。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 手帳の交付を受けていない医療的ケア児について御見解をとということで、その御質問にお答えいたします。

私ども医療的ケアが必要な子供につきましては、市内の病院あるいは教育委員会等からの情報を受けまして把握をしているところでございます。今年の3月現在、182名の方が市内に住まわれているという状況でございます。委員御指摘のとおり、医療的ケアが必要な子供さんにつきましては、全ての方が障害者手帳をお持ちという状況ではございません。このことにつきましては、医療的ケアを今受けている方の障害がまだ固定をされていないといったことで手帳の判定に至らないといったようなケースもあるものと考えております。一方で、子供さんにつきましては、障害福祉サービスの利用につきまして、手帳の取得が必ずしも必要条件とはなっていないということもございます。したがって、医療的ケアが必要なお子さんで手帳をお持ちじゃないけども、例えば障害児の通所のサービス、そういったものは利用できるといったような状況がございます。ただ、委員御指摘のとおり、手帳を条件に様々なサービスが組み立てられているという実態はございますので、手帳をお持ちでないお子様が利用できない障害サービスといったものも現実に存在するものと考えてございます。

私ども医療的ケア児の支援に当たりましては、市内にコーディネーターを置きまして、様々な相談対応をしております。また、保護者の方の介護負担軽減に向けてレスパイト事業というものも行っておりますけれども、これらのサービスにつきましては、障害手帳を必要条件としておりませんので、手帳がなくてもそういった相談を受けることができますし、また、医療機関等から私どもに情報提供いただいたお子様につきましては、介護者の負担軽減に向けたレスパイト事業についても利用できる可能性があるものと考えてございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** それで、まず、ワクチンの接種事業に関して、もう国からのお金も含めて巨額なお金が投じられているわけですが、先日、どうしても所用で委員会に出席できなかったんですが、保健福祉委員会に副反応に対する対応を求める陳情があったと思うんですが、私も別途、その方々にお会いしまして、例えば厚生労働省のホームページからも、このワクチンを打つとこういった症状とか副反応のケースがあるというのが細かく資料が出てくるんですが、北九州市として、そういった副反応に関してきちんと公表というか、例えば、厚生労働省のホームページとリンクするとか、副反応に関して市民に具体的に情報提供するというような、そういうお考えというか、副反応に関してもちろん北九州市のホームページにも出ているんですが、こういった症状とかがあるんですよというのをお知らせすることは考えないんですかね。

一番簡単なのが厚労省のホームページにリンクすることだと思うんですが。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** ワクチン接種後の副反応について質問いただきました。

委員のおっしゃるとおり、厚生労働省のホームページで医療機関から報告のあった副反応の疑いについての情報が国で収集されていまして、その収集状況、それと評価については厚労省のホームページで公表されております。その厚労省のホームページにつきましては、北九州市のホームページでコロナワクチンの情報として、副反応の関係で厚労省のホームページを既にリンクをさせていただいております。そこで、こういう情報が載っていますということも説明を加えて情報提供させていただいているところでございます。

それからもう一つ、午前中も質問がありましたけども、健康被害救済制度の審査状況につきましても、国が公表しておりまして、そちらの情報も市のホームページとリンクさせておりますので、御覧いただけたらと思います。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** すみません、リンクしているということは分かりましたが、接種することに関してちゅうちょする方がいらっしゃったとして、厚生労働省のリンク張をっているんですけど、見てすぐそこに行き着くような状況なんですかね。ごめんなさい、僕も詳しくやっていないもので。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** 市のホームページで具体的に言いますと、コロナワクチンの総合案内というところから副反応の状況という項目を別途立てておりまして、その中でワクチン接種後に起こる可能性のある具体的な症状、それから、新型コロナウイルスの副反応疑い報告についてということで、すぐ厚労省のホームページにリンクできるように具体的に掲載させていただいております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 総合案内ページですか。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** ワクチン接種の総合案内というところの中の副反応についてという項目でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** ワクチンの副反応についてですね。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** はい。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** ああ、あった。やっぱり、それなりに入っていないと分からないですよ。厚生労働省のこのホームページは私も見たんですが、新型コロナワクチンQ&Aというところに出るんですが、例えば、この会社のワクチンだと、接種部位の痛みとか、こういうのは大きい表になっているんですが、もっと細かい表があるんですよ。それを皆さんに詳しくお知らせすべきじゃないかなと思っていて。確かに、接種部位の痛みとか頭痛とかけん怠感とか発熱とか、ワクチン接種にありがちな副反応はこれを見たら分かるんですが、その後、もっと細かい資料があるんですが、ここからがたどり着けないんですよ。まあ、いいや。すみません。ちょっと個別にやらせてもらいます。

何が言いたいかという、例えば带状疱疹しんが出たりとか、要は、人によってはワクチン接種をしたことで、ある日突然すごい異変が襲うわけですよ。そういった具体的な危険性というか、リスクがあるということをきちんと分かりやすく市民にお伝えすべきじゃないですかということを申し上げているんですが、それについての見解をお願いします。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** 委員がおっしゃるとおり厚労省のホームページ、詳細な情報が掲載されているところもありますし、そういったところを市でダイレクトに御紹介することは今できていない状況でございますので、情報提供の仕方につきましては、また、研究させていただきたいと思っております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 例えば、陳情者の気持ちに添うと、ワクチン接種の案内、ワクチン接種券が自宅に届くと、役所から届くので、やっぱり接種しないといけないというどこか強迫観念に駆られてしまうということもおっしゃっていました。ワクチン接種はもちろん任意なわけで、私の場合はペースが遅くてまだ3回なんですけど、今後接種しようかどうかというのは正直悩んでいます。というのが、接種しても2回、3回かかってきつい思い、つらい思いをしている方もいらっしゃるし、私は幸いなことに感染したことはないですけど、任意、それとこういうリスクがあるというのは、マイノリティーかもしれないけど、市民に対してきちんと市としてPR、情報提供すべきじゃないかなと思っています。そういうことを考えると、今のホームページでの情報提供だとちょっと足りないのかな。例えば、接種券を送るにしても、任意ですよということを目立つようにうたうとか、そういったことを考えないといけないのかなあというのが、世界的にまん延してワクチン接種にある意味猛進した経緯もあります。それは間違っていたとは僕は思わないんだけど、人によっては接種したことによって一生を棒に振るような後遺症を負ったという、それが一生続くのかどうか分かりませんが、相当重篤な後遺症が残ったという方もどうもいらっしゃるようなので、科学的因果関係うんぬんを言うんじゃなくて任意であるということとリスクがあるということは、これはもっとうたってから市民に情報提供するということを考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、御見解を伺います。



**○主査（日野雄二君）** 感染症医療政策部長。

**○感染症医療政策部長** ワクチン接種に関する情報提供というのは、これはもう非常に大事でありまして、委員がおっしゃるとおりメリットをPRする一方で、やっぱりこういった副反応がありますよということをお知らせするのは非常に大事だと思います。ホームページにつきましても、るる課長から説明をさせていただきましたけど、今こういう形でやっているからこれで正解ということではなくて、やっぱりそのときそのときの状況に応じて、トップページに何を持ってきたらいいかというのは日頃から考えていかなければいけないと思います。ちなみに、今トップは副反応のことを載せております。これも今まで話がありました副反応について、どこに相談していいか分からないというようなお話もありましたので、これはもう市の医師会との共同の作業になりましたけども、各医療機関でこういった症状を見れますよというのを一番に見れるようにリンクを張るようにしています。先ほどおっしゃった厚生労働省も今からどういった内容がいいかというのはもちろん検討していくんですけども、もうすぐ秋接種が始まりますので、秋接種が始まる方に、今、接種券を送る、はがきを送るという2種類の方法をしていますけども、必ず全員の方に何らかのお知らせが行くようにしています。その中で、やっぱりワクチンは任意であるとか、副反応がありますよとかというのは、そのときそのときいろいろ工夫をしてお知らせをしていきたいと思っています。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 公式の資料じゃないにしても、特別なロット番号のワクチンから死者が異常に出ているとかいう資料も見たことがありますし、やっぱりそこは任意であるということと、副反応のリスクについてはきちんとお知らせしていただきたいなと思います。

それと次、ひきこもりについて、教育委員会とか子ども家庭局との連携ですね、関係機関とは連携するんだが、子ども家庭局や教育委員会と連携はしていないと、把握していないというような答弁だったかと思うんですが、これは連携すべきだと思います。本会議でも申し上げましたが、不登校のまま義務教育の所管を離れるとそのままひきこもりになるケースがそれなりにあるかと思っていますが、子ども家庭局や教育委員会との連携をなぜしないのか教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健福祉センター所長。

**○精神保健福祉センター所長** 先ほど申し上げましたのは、事例ごとで教育委員会とか、それから子ども家庭局、子ども総合センターとかもありますけども、連携しているのは把握しております。ただ、じゃあどういうふうに連携してひきこもりの相談を受けたかと、件数とか、そういったところまでは把握しておりませんと答弁させていただきました。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 分かりました。個別のケースについては把握していないということなんですけど、じゃあ何か情報共有に関してこういうふうに行っているとか、例えば、局をまたいだ協

議はこういうことをやっているとか、具体的に上げてもらえますか。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健福祉センター所長。

**○精神保健福祉センター所長** これは精神保健福祉センターに相談が寄せられたケースとして、学校に行けなくなった子供がいると。その子に対して学校のスクールカウンセラーが関わっていて、精神的な見立てとしてどういうふうに見れるかというところで精神保健福祉センターに相談があり、学校に行って学校と協議する、こういった事例で連携をしております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 本会議でも、児童精神科医が全国で500数十名で、少ないからなかなか確保ができないという答弁がありました。今の答弁の中で、精神科医的な対応が取れるうんぬんの御説明がありました。例えば、児童精神科医はいらっしゃるんですか。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健福祉センター所長。

**○精神保健福祉センター所長** 今、私のところにいるのは精神科医です。児童精神科医ではありません。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 当然、そちらにいらっしゃる精神科医さんで完結、解決することは多分ないだろうと思うんですが、その後、当然専門機関ですね、病院につながることもあるのかなと思います。そこで例えば療育センターにつないでいるとか、個別なことになりますけど、どういった対応を取られているんですか。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健福祉センター所長。

**○精神保健福祉センター所長** 事例にはなるんですけども、例えば入院施設を持った医療機関に相談をして、あと御家族がそこで実際相談なさるかどうかというところはありますが、そういった連携を図る事例はあります。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 別に非難するつもりはないんですが、結局医療機関につないで、要はつなぎ役になるわけですね。私はそれが根本的な解決につながるのかなあという疑問を持っております。いずれにしても、きちっとした専門機関、人材を北九州市で確保する、ハードはもう療育センターがあるのかなと思っておりますが、やっぱりソフト面ですね。児童精神科医も含めてきちっと市内で完結できる、遠くまで連れて行って入院させないといけないというようなことが少なくとも政令市であっているというのは、正直情けない思いがしていますので、そこは本当に真摯に当事者の気持ちになって行政として対応すべきだと強くこれは重ねてお願いしたいなと思います。

先ほど、地域移行に関しては、病院とか対象者にケアサポーターが訪問している。14名のケアサポーターとおっしゃいました。先ほど金子委員だったかな、質問があったように、ケアサ

ポーターというのはやっぱり精神保健福祉士になるんですか、こういった資格になるんですかね。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健・地域移行推進課長。

**○精神保健・地域移行推進課長** ピアサポーターについて御質問いただきました。

ピアサポーターにつきましては、うちで地域移行支援事業というのを委託しておりますが、そこで基本的な研修を受けた方で、実際に御自身が精神疾患をお持ちになって、現在はいろんな地域でお仕事をされていたりとか、活動されている方に研修を受けていただいて病院に行っていたりとか、あとは先ほどの活動の中にありました講演会の中で講師というか、自分の体験談なんかを話すのも含まれているんですが、そういった形で、どちらかというところ専門職というよりは御自身が精神疾患もあって、そういった活動体験を伝える人ということになっております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** もちろんそうやって御自身が経験された方で、その経験に基づいてというのは素晴らしいことだと思います。ただ、1年以上入院している方が2,000人以上いらっしゃるという中で、やっぱり人数的には当然対応できないでしょうし、具体的にどういう対応をしているのか、本当に詳しくは知らないんですけど、そもそも地域移行をやりましょうという中で、やっぱり予算的に、それから、体制的にあまりにもぜい弱じゃないかなと思うんですが、御見解を伺います。

**○主査（日野雄二君）** 精神保健・地域移行推進課長。

**○精神保健・地域移行推進課長** 今、委員がおっしゃったように、入院している患者さんの数に対しては非常に少ない人数ですし、なかなか地域移行を進めていく中でサポート体制がぜい弱であるということは私どもも認識しております。ただ、今後、いろんな窓口、区でも精神相談員もおりますので、いろんな形で地域移行が進むような形を組み入れていきたいなと思っております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 体制、予算に関して課長が答えるというのがそもそもちょっとセンスが疑われるんですが、課長がそういう認識を持っているのであれば、我々ももちろん議会の立場で、少なくとも私は課長を応援しようと思っておりますので、あと上がどう判断するかですよね。分かりました。ありがとうございます。

最後、医療的ケア児に関して、課長から障害が固定されていないという表現があったんですよ。障害を固定するのは、これ行政なんですか、病院なんですか。

**○主査（日野雄二君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 障害手帳の判断につきましては、医療機関のドクターが判断するということになってございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** やっぱり医者が判断するとなかなか患者さんというか、御本人、あるいは保護者の方はなかなか反論できないんじゃないかな。制度、仕組みが最後はやっぱり医者にかかっているのであれば、例えば、そうはいつでもやっぱり手帳があったほうがいいよねと、多分保護者の方も思っているの、だったら別のお医者さんに診てもらおうとか、何か行政としてアドバイスできないかなあと思うんですが、そういった制度、仕組みも含めてどのようにお考えですか。

**○主査（日野雄二君）** 障害者支援課長。

**○障害者支援課長** 医療的ケア児の支援に当たりましては、私ども医師の皆様を含めた協議会というものを設置していろいろ議論しているところでございます。したがって、今委員から御指摘いただいた部分につきましても、市内の医師の皆様とも共有しながら、今後努力してまいりたいと思います。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 例えば、1回手帳の交付を受けて、極端な話、障害が消えてなくなったのであれば、また、手帳を返せばいい話じゃないんですか。だから、若い間というか、子供のときにそうやって医療的ケアの必要があると。でも、その障害が固定していない。その固定していないということで手帳を交付しないという何か不都合があるんですかね。何千人いるんだったら別ですよ。多分ほんの何人、いて二桁の人数じゃないかなと思うんですよね。その子たちに対して、障害が固定していないから手帳を交付できないと、手帳を交付したために、その後、何か不都合が起こるとか、そういうリスクが何かあるんですかね。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉部長。

**○障害福祉部長** 障害の手帳の関係でございますが、障害というのが、結局病気で治療中というようなことで、例えば症状が変わっていくような状態では障害とは言わないんですね。これは身体障害者福祉法の関係なんですけれども。そういう関係で、今の状態、症状がもうほぼこのままいくんだらうということであれば、身体障害者福祉法第15条の指定医が認定をして判断しています。そして、障害の手帳だけじゃなくて、例えば療育手帳、子供の関係でしたら児童相談所が判定をするんですけれども、そのときそのときで今の生活年齢に比べて精神年齢が幾つあるか、その割合で知能指数を出すんですけれども、その都度、状況次第では今の状態がどうかということで療育手帳に該当するようなことはあり得るかなと思います。すみません。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 確かに治療中であれば、それが障害が固定したとは言えないんでしょうけど、治療せずに若干でも医療的ケアを受けていて、手帳がないということであれば、ケアを受けている間だけでも手帳を交付してあげられないかなと思ったものでそういう質問をしている

んですよね。だから、その方が治療を受けているとかではないんですよ。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉部長。

**○障害福祉部長** すみません。先ほど担当課長も言いましたけれども、医療的ケア児の方とかお子さんが手帳を持っていなくても、障害福祉の児童発達支援事業所だったりとか放課後等デイサービスだったりとか、医療的ないろんな福祉の施策は手帳がなくてもお医者さんの意見書だったりとか専門家の意見書で利用することができます。ただ、手帳がないことで不利益があるとすると、例えば、かなり重たい方で特別児童扶養手当がもらえたりもらえなかったりということがあるかもしれませんし、あと税金の控除の関係とかは確かに手帳がないとももらえないかもしれませんけれども、基本的に障害福祉サービスのかかなりの部分は医療的ケアを受けられている方は今使える状況でございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 親御さんの立場にしてみれば、うちの子はこういう状態なのに手帳が交付してもらえないと。やっぱり手帳があれば、いろんな優遇も受けられるわけですよね、例えば公共施設の入場料かもしれないし、そういったところなんですよ。だから、この子に対してこういう不安があるとか、日々こういう苦勞をしていると。苦勞という言葉はあまり僕は使いたくないけど、大変な思いをしている。あるいは兄弟がいたら、例えば、愛着形成不全とか兄弟にも影響がある、要は一家全員がそれなりにすり減る思いをしているのに、そういった優遇措置は享受できないのという親御さんの心情とか、そういうところも察してあげてほしいなど。サービスが受けられるからいいでしょということじゃなくて、要は社会的な問題も含まれてくるわけですよ。手帳があれば、こういった部分で優遇してもらえると、日頃多少すり減る思いをしていますが、ここでちょっとだけ何か恩恵というか優遇してもらっているなど、そういう心情も含めて理解していただいた上で、今後何ができるか対応を考えていただきたいなと思います。以上です。

**○主査（日野雄二君）** もう、今3時になりました。質疑がどれぐらい残っているか確認したいと思いますが、手を挙げていただけますか。3名。休憩を取りますか、継続でいきますか。継続でいいですか。それでは、継続でいきたいと思います。トイレに行かれる方はどうぞ勝手に行ってください。

質疑を続けます。いや、課長また答えるの。介護サービス担当課長。

**○介護サービス担当課長** 先ほど、答弁に誤りがあったので、ここで訂正してもよろしいでしょうか。

中村委員の質疑の中で、かざし園の定員数を50名と答えてしまいました、55名が正しかったです。おわびして訂正させていただきます。すみませんでした。

**○主査（日野雄二君）** それでは、続けて参ります。井上委員。

**○委員（井上しんご君）** じゃあ、質問させていただきます。

先ほどの西田委員の質問とも方向性が同じ感じですが、先日、ワクチンの副反応で被害を受けている方の陳情審査がありました。そのときに、先ほど課長も部長も言われましたけども、任意であること、そして、リスクがあることをちゃんと伝えることが必要だというお話、常任委員会においてもこれは言われたんですけども、今度、秋接種が始まるということで、9月1日号、9月15日号の市政だより、また、はがきの案内等でも、先ほど大事だと言われた任意であること、そうしたリスクがあることというのは書かれていませんでした。ですので、あの委員会審査であれだけ議論して、そういうふうには被害を受けた方が出ないように、初期であればよく分からないということでもいいんでしょうけども、コロナワクチンを接種した後に亡くなることもあったりして、やっぱり市民の関心が高い状態のときに、なぜちゃんと明記をしていないのかについて見解をお聞かせください。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** 委員がおっしゃるとおり、本市で9月22日から秋接種が開始いたします。これに伴いまして、接種券または案内はがきを送らせていただいております。この中にチラシをとじ込んでおりまして、見開きを開けますと、真ん中に、ワクチン接種には本人の同意が必要だということ、あくまで本人の意思に基づき、同意の下で行うものですという注意喚起とともに案内のはがきにおきましても、表紙の下のほうに、ワクチン接種には本人の同意が必要だということ、案内に努めているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 井上委員。

**○委員（井上しんご君）** 確かに接種券同封のA3のチラシには本人の同意が必要であると書いてありますけども、市政だよりの2回目と、あとはがきには書いていないということで、そこにもちゃんと任意接種ですよということを一言、通常、子供たちのワクチン接種のときにも、これは任意接種ですよと書いてあるんですね。前回の委員会審査を踏まえて、そのところはなぜかなという疑問があります。1点お聞かせください。

それと、これまで6回ワクチン接種があったと思うんですけども、1回目、2回目、3回目は従来型のワクチン、4回目、5回目、6回目が従来型とオミクロン株対応の2価ワクチンと聞いています。今回、7回目については、XBBというオミクロン対応の新しいワクチンと聞いているんですけども、それでいいのかどうか。それと、今はやっているのはオミクロン株が変異しているからでしょうけども、1回目、2回目、3回目が多分一番多いと思うんです。先ほどの質問にあったように、1回目、2回目、3回目を受けたけど、4回目、5回目、6回目というのは対象者を限定していたこともあって、そんなに多くは受けていないと思うんですけども、実際、オミクロン株は基本的にみんな抗体がないという状態で広がっていると思うんですね。それで、市民から3回目接種を受けたけども、また全員コロナにかかってしまって意味ないじゃないですかという意見があったり、ワクチンに対する信頼性が市民の中でも薄れてい

るんじゃないかと思っていますけども、その点について見解を聞かせてください。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** まず、9月1日の市政だよりについてでございます。

市政だよりですね、どうしても紙面の都合がございまして、今回ワクチン接種には本人の同意が必要ですよという一文は残念ながら入れておりません。今後、大切なことですので、機会を捉えて接種券のチラシ、また、案内はがきの表に入れておりますし、ホームページでも書いておりますので、しっかり広報に努めてまいりたいと思います。

次に、秋開始接種ですね。委員がおっしゃるとおり、春開始接種を合わせてこれまで一番多い方で6回の接種を行っております。多い方は、今回で7回目になるわけでございますけれども、まず、コロナワクチンの接種につきましては、厚生労働省の予防接種ワクチン分科会において検討がなされております。この検討でございますが、まず、今年度のコロナワクチンの接種方針ですね、これは令和5年2月に開催されました分科会におきまして議論がなされております。この議論は、重症化を減らすことを目的とし、高齢者などの重症化リスクが高い方をまず接種対象といたしまして、重症化リスクが高くない方であっても、重症者が一定程度生じており、接種機会を確保することが望ましいことから、全ての者を接種の対象とするという考え方で行われております。とりわけ、今回の秋開始接種につきましては、年末年始に感染者数の比較的大きなピークがあり、少なくとも年末には接種の有効性を発揮する必要があるとの検討により、実施されるものでございます。先ほど委員もおっしゃいましたが、秋開始接種では、オミクロン株XBB.1.5に対応したワクチンを用いることとしております。より高い中和抗体価の上昇が期待されることから、重症化予防効果等が期待されると考えられております。こういった厚生労働省の方針を踏まえ、秋開始接種におきましてはコロナワクチンの接種を希望する市民の接種を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 井上委員。

**○委員（井上しんご君）** 分かりました。

去年末ですかね、コロナワクチンを打った後に亡くなった遺族の方が遺族会をつくられて、今後、集団訴訟を考えているという報道がありました。海外のニュースでも、中国とかドイツでそういった訴訟がもう既に始まっているというような報道があったんですけども、今後、日本にもそういったことがあった場合に、やっぱりこの事業を進めている国とかワクチン会社等が被告になるのかなと思うんですけども、北九州においては、接種事務を受けていますので、北九州市がそういったリスクを把握というか、そういう情報を持っていながら市民に伝えていなかったという部分で被告になるようなことがあってはいけないと思うんですね。ですから、市としてはちゃんと国の情報も踏まえて伝えていきますよと、あとはもう国民の皆さんが判断してくださいという形でやっていく。ですから、より慎重で丁寧な情報提供をしていかないと。

北九州市が訴えられるリスクを今後出さないためにも、ぜひそういったことで要望しておきます。

それと、昨年度の決算を見ても、接種体制を整備、確保するための事業で109億円と、PCR検査10億円、入院費の自己負担分の補助で13億円、自宅療養で18億円という形で、かなりのお金がコロナウイルス関係、ワクチン接種関係でかかっていると思うんですね。国も財政が厳しい中で、今後こういったのは結構負担になっていくと。じゃあ、これだけのお金をかけて効果があれば誰も文句は言わないと思うんですけども、先ほど言ったみたいに、ワクチンを打っている人も打っていない人ももうほとんど効果はないという状態で、基本的に今軽症の株がはやっているのかなと。ですから、ワクチンを打った後の一定数に非常に重たいリスクがあるということ、じゃあ1日熱が出たほうがいいのか、リスクを背負ってそういったものを打つのかと、そこは本当に、御自身で判断してもらわないといけないときに来ているのかなと、これは国の事業ですけども、やっぱり市がいいと言ったということにならないようにしてもらいたいと思うんですけど、今後、国の意向とか、市としても意見を上げてほしいなと思いますけど、この点について見解があれば聞かせてください。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

**○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長** コロナワクチンに係る様々な要望につきましては、例えば指定都市市長会等を通じて要望を上げております。今年度、例えば秋開始接種、早めに国にどういった接種を行うかを決めていただきたかったものですから、そういった接種方針を早めに決めていただくようお願いもしたところでございます。また、必要に応じまして、指定都市市長会の要望等を通じて、コロナワクチンに係る要望を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 井上委員。

**○委員（井上しんご君）** 分かりました。今、全世代的に関心が高まっていますので、ぜひ慎重な対応をよろしくお願いします。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 時間がなくなりました。進行します。有田委員。

**○委員（有田絵里君）** 日本維新の会の有田です。よろしくお願ひいたします。

まず、北九州市健康づくりインセンティブ事業66万3,000円の分ですね。こちらは令和5年度も100万円で予算を組まれている内容だと思うんですけども、令和4年度のこの事業についての成果をお伺いしたいです。実際、アプリをどれぐらいの利用者が使っているか。あと、年末にポイント交換して商品発送とかしていると思うんですけど、どれぐらいの応募があって発送しているかとか、実績を教えてください。

あと、健康（幸）寿命2歳の推進事業ということで、もういろんな委員がおっしゃっているので、かぶらない部分で伺いたいんですけど、ブルーライトアップ、多分小倉城とかライトアップされていると思うんですけど、昨日、小倉城をぱっと見たらオレンジ色になっていたかな



と思うんですね。このライトアップされているのって、何か予算とかかかっていますかということ伺いたいのと、オレンジ、ブルー、どちらも予算がかかっているのかどうかということと、これはなぜやっているのかというのを教えてください。

あと、健康寿命2歳の推進ということで、北九州、とにかくがんの方の死亡者数が多い、がんになる方が多いということで、様々な取組をやられていると思うんですけども、その計画の推移というか、今順調に目標に向かって進んでいるかどうかとか、令和4年度の評価を教えてください。

あと、令和5年度指定管理者の評価結果の指定管理者の管理運営に対する評価シート、この46ページを拝見しました。アレアスの部分の評価なんですけれども、この中で売上げとかトレーニング室のチケット販売枚数、利用者数、定期券の目標数のそれぞれの積算根拠、これを教えてください。というのが収入目標とか、いろんな積算根拠があって、目標数が一般1万2,600枚とかになっているんですけど、実績者数が一般の497枚、達成率3.9%ということで、驚くほど達成できていない状況だと思うんですね。また、満足度、接遇面は81%ですごくいい。プログラム内容とか

60%ぐらいが満足しているということなのかな。満足度が普通ぐらいの評価。さらに、48ページを拝見して、収入目標が令和4年度、これ2,685万円だと思うんですけども、収入実績が674万円、目標達成率25%となっているにもかかわらず、収入の増加について、配点10点に対して6点になっている。この6点に物すごく違和感があるんですけども、目標達成率25%、4分の1なのに、なぜ6点もついているのか。ここの違和感がすごいんですけども、ここについて見解、何で6点になっているのかという部分を教えてください。

あと、先進的介護の北九州モデルの推進事業ですね、こちらに関しまして介護現場のICT、介護ロボットなどを活用した北九州モデルの普及を図るということで継続してやっていただいていると思います。ロボットは今どのぐらい現場で使用されているのかなど、今の進捗状況、令和4年度の実績、あと令和5年度に対しての課題とか、そういったところを教えてください。

今、高齢化社会が進んでいるので、介護現場で働く人たちの確保もすごく難しくなっていると思います。そういう中で、ICT、ロボットの普及はもう全国的にも必要ですし、高齢化社会になっている北九州市は本当に先進的に取り組んでいただいていると思います。ただ、こういうのは基本的には、まず民間の方々に頑張ってもらうのが第一だと思うんですね。それでもサポートしないといけないということで、今市として推進しているんだと思うんですけども、行政が推進していくことのメリットや必要性などを教えてください。

**○主査（日野雄二君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長** インセンティブ事業についてお尋ねいただきました。

インセンティブ事業の一つでございます健康マイレージ事業につきましては、新型コロナの

影響によりまして、事業を一部実施しておりましたが、参加者数が令和2年度から大幅な減少傾向にございます。令和4年度におきましては、応募者の増加を図るために、健康づくりアプリGO!GO!あるくっちゃKit a Qからの応募者全員に電子マネーを提供するほか、地域からの要望に応じまして、アプリの登録会を開催し、積極的に事業のPRを行ってまいりましたが、応募者数は前年を下回る1,064名となっております。

また、もう一つのインセンティブ事業でございます健康づくりアプリにつきましては、開始した平成30年度から登録者数が増加しておりまして、令和4年度につきましては、1万8,270人となっております。こちらについては、歩数や血圧、体重などの記録によって、月に200ポイント以上ためた方にインセンティブとして1,000円の電子マネーを200名の方にお送りしているところでございます。

こうしたことによりまして、ウォーキングアプリを使った歩数の管理であるとか、血圧、体重の管理をしている方の人数も増えているところでございます。

がん検診についてということであったと思うんですけども、こちらにつきましては、現在の第2次健康づくり推進プラン策定時から新型コロナの影響もございまして、一時受診率が減少傾向にございました。その後、受診率向上キャンペーンであるとかそういった取組をいたしまして、少しずつ増加傾向が見られているところでございます。次期健康づくり推進プランにおきましても、国の目標値と合わせる形で目標を設定して取組を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉企画課長。

**○障害福祉企画課長** 指定管理施設のアレアスについて御説明したいと思います。

先ほど御質問にありましたトレーニングルームのチケットの販売件数になりますけども、実際、かなり目標を下回りまして3.9%となっております。目標の設定につきましては、過去の実績等を踏まえて設定をしたところでございますが、実際のところでいきますと、新型コロナの感染症の関係がございまして、利用者数の制限を設けたといったところがございます。そうしたことから、利用者数が予定よりもかなり下回ったというところで、それを加味した評価という形になっております。

また、もう一つございました収入の増加のところですね。そちらにつきましても、実際新型コロナの影響がございました関係で、かなり目標数値を下回った形で、目標達成率としては令和4年度で25%しかないという状況でございますが、こちらにつきましても、同じように入場制限等ございまして、そうしたところを加味して総合的な評価を行ったということになっております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長** ブルーライトアップの経費について追加でお答えいたします。

ブルーライトアップ一式で70万円となっております。それと、周知啓発用のチラシ4万4,000

円と合わせまして74万4,000円の事業費となっております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 先進的介護システム推進室次長。

**○先進的介護システム推進室次長** 今委員から御質問がありました介護ロボット等の導入状況についてまずお話しいたします。

私ども令和2年から毎年度、市内の介護事業所、介護施設に対してロボット等の導入状況のアンケート調査というものを実施しております。昨年度でございますが、市内313の介護施設に対してアンケートを実施いたしました。回答があったのが174施設、回答率が56%、そのうち、導入しているという答えがあったのが117施設なので、313施設に対する割合で言うと37.4%が介護ロボット等を導入していると。あとアンケートで回答があった174施設中で言えば約67%の施設が介護ロボットを導入していると。特別養護老人ホームだけで言うと約61%が介護ロボット等を導入しているとの結果でございました。

それから、平成28年度に国家戦略特区の制度を活用しまして、これまでに6施設で延べ60機種、延べ315台の介護ロボット等の導入実証というものを行ってまいりました。行政がやることのメリット、デメリットというお話があったと思うんですけど、私はそもそも特区が始まったときからこの事業に関わっているんですけど、当時は介護施設でICT、センサー、ロボットなんて言ったら、正直、何言っているんですかみたいな感じでした。だから、そんな中でなかなか民間の事業所、あとメーカー、企業等が、こういったものやっていく必要があるよと言っても、恐らく普及しなかったんじゃないかなと考えております。そういったあたりで北九州市が特区という制度を活用して、いち早く切り込んでいったということで、そこから国もどんどんこういった介護ロボット、ICT、センサーというものの取組を進めていったと考えておりますので、メリットと言えばやっぱりこういったものに関して行政がまず先んじて手を動かしていくということは非常に大事なかなと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** 1つずつありがとうございます。

ちょっと順不同で行きます。まず、ライトアップですね、70万円ぐらいあると思うんですけども。そもそも、何でライトアップをするのか教えてもらっていいですか。

**○主査（日野雄二君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長** すみません。日本糖尿病協会が11月14日の世界糖尿病デーに合わせて、各地でその土地の著名な建物をブルーでライトアップするという取組を実施して、糖尿病の啓発の取組をしているところでございます。これに合わせて、北九州市でも糖尿病対策に取り組んでいるということのPRとして小倉城、チャチャタウン小倉、小倉駅周辺、黒崎駅周辺を糖尿病のシンボルカラーでありますブルーにライトアップするというので、幅広い世代の市民に注目をしてもらいまして、糖尿病に関する関心や理解を深めたいというところで実施してございます。また、このブルーライトアップと併せまして糖尿病啓発のためのイベントも開催し

ておりまして、民間のイベントと共催の形で実施しているんですけども、その民間との共催も含めて幅広い市民の方に糖尿病に関する啓発をすることを目的に実施しているところがございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。そしたら、今現在行われている認知症のオレンジのライトアップも同じような感じですか。

**○主査（日野雄二君）** 認知症支援・介護予防センター所長。

**○認知症支援・介護予防センター所長** 認知症支援・介護予防センターで認知症のオレンジライトアップというのをやりますけれども、今年度は世界アルツハイマーデーの9月21日に予定をしております。昨日オレンジだった理由は分かりません。申し訳ございません。趣旨としては、同じような趣旨でございます。糖尿病のテーマカラーであるオレンジ色にライトアップをする。こちらにも日本各地のいろんな建物がライトアップされることで、皆様に認知症について考えていただくきっかけになればと考えております。以上です。

**○主査（日野雄二君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。ブルーになったりオレンジになったりと、意味があるんだろうなとは思っていたんですけど、70万円という予算を例えば糖尿病の件だったと思うんですけども、糖尿病の予防センター、どこかでやっているということでしたけど、そこから70万円を寄附してもらってとかじゃないんですよね。市が単費でやっているということですよ。

**○主査（日野雄二君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長** この一連のイベント自体は、市民糖尿病フェスタ実行委員会や糖尿病の街頭啓発実行委員会と共催の形で実施しているんですけども、その中で市として経費74万4,000円を負担しておりまして、その使途がライトアップと啓発用のチラシの作成ということに現在なっています。

**○主査（日野雄二君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。率直な感想で言いますと、全国的にやられているということだったんですけども、色が変わって何が変わるんだろう、何が分かるんだろうって、率直に思ってしまうんですよね。町の中がブルーになったりオレンジになったり、すごくすてきだと思うんですけども、じゃあそれが啓発に直接つながるのかという部分が、私が理解ができなくて、例えば、昨日何でオレンジ色になっていたんだろうというのは別として、ぱっと遠くから小倉城を見て、ライトアップされていると思っても、なかなかたくさんの方に啓発するという効果としては本当に70万円かける意味があるのかなと、率直に疑問に思ったのでこの質問をさせていただきました。周りの方に聞いても、色が変わっても、それが何の意味か知っていないときっと分からないと思うよということだったので、これは恐らく、市政だよりと

かで何か言われていたりとかされているということですよ。

**○主査（日野雄二君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長** ブルーライトアップにつきましては、市政だより等でもお知らせをいたしますし、あと報道機関にも投げ込みをさせていただいております、メディアで取り上げていただければ、ブルーライトアップの意味もまた広く市民の方にも知っていただけるのかなと思いますけれども、委員がおっしゃるとおり、やはり啓発が主な目的でございますので、こういった民間団体とも連携をいたしまして、ブルーライトアップの意味であるとか、糖尿病の予防啓発については、より広い方に知っていただくように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** ありがとうございます。啓発がすごく大事だということだと思います。啓発のためにどういうふうに広報を打っていくかという、そこがすごく大事なのかなと私も思いますので、民間の方に取り上げてもらえるようなアプローチ、投げ込みだけじゃなくて、積極的に取り上げていただけるようにお声かけ、そういったのを継続的にしていただきたいなと思います。

次に、介護ロボットに関して丁寧に御返答いただきありがとうございました。介護ロボットに関しては、私はぜひ進めてほしいという側で以前から質問させていただいておりますけれども、改めて今継続的にされているこの北九州モデルというのが、また、しっかりと北九州市に根づいて、これをやっていること自体はすごくいいことだと思うので、このモデルを基に、介護業界のたくさんの方々が救われるようなやり方というのを1つずつ工夫しながら進んでほしいなという思いで質問させていただきました。まだまだ勉強不足の部分もありますので、まだ全体の半分ぐらいしか介護ロボットの導入ができていないという部分もあって、実際にそういった介護関係のところのお話を聞いてみたら、なかなか新しく始めるのにすごく抵抗があるとか、施設の中の人たちの高齢化もあるから、なかなかそういう新しい機械を入れるのがすごく難しく入れられないとか、いろんなお声を聞きましたので、また、その辺をもっと簡単にできるようにするとか、何か工夫して、御高齢の介護で働いている方々が使いやすくなるような工夫とか進めていけたらいいのかなと思いましたので、ぜひまた御検討いただければと思います。

あと、きたきゅう健康づくりのインセンティブ事業ですね、この取組、私はすごくいいと思っているんですね。企業とコラボしてやっている事業で、100万円の予算中、66万円しか使っていないので、うまくされているのかなと思っていました。1,064名が今回応募ということだったと思うんですけれども、かなり応募者数もあるほうだし、アプリの登録者数自体も年々上がっているということなので、今回質問させていただいたのが、このホームページを拝見したら、令和5年度の事業に関して全然決まっていないというか、更新がなかったのちょっと心配し

たんですよ。せっかく取り組まれているのに、2020年6月1日か何かで更新が止まってしまっていて、せっかくいい取組だと思っているんですよ。企業としっかりとコラボして、ただ歩く健康づくり、普通だったら自分でしないといけないことを歩いただけでポイントがたまって、お店に行ったらちょっとお得なことがあって、民間とのコラボがしっかりできているすごくいい内容だなと思いましたので、もっと充実してほしいなという気持ちがあります。なので、せっかくホームページに入れているのであれば、発信をしっかりと継続して、皆さんに使っていただけるように普及啓発してほしいなという気持ちがあったので、こちらの質問をさせていただきました。

アレアスですね、過去の実績で立てているということだったんですけれども、新型コロナウイルスで利用制限されているということも分かっている上での収入目標とか、トレーニング室のチケット販売枚数の目標なんだとしたら、ちょっと目標を立てる段階で何か間違っていないかなと思うんですけれども、何でこの目標数になったんですか。

**○主査（日野雄二君）** 障害福祉企画課長。

**○障害福祉企画課長** アレアスの目標値の設定につきましては、コロナの分も加味するという形がありますけれども、ある程度コロナが落ち着くといったところも踏まえて数値として見込んでいたということもございます。もう一つの要因として、プールで金属片が落ちたということで長期間休止といったところも影響しておりますので、そういったところからかなりの落ち込みとなっております。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 有田委員。

**○委員（有田絵里君）** 令和3年度も令和4年度も同じ枚数ですよ。トレーニング室チケット販売数とかですね。一般の実績数もそうだと思うんですけれども、見込んでいたとしても、そんなに増えていないし、やっぱり目標値として立て方が違っていたんじゃないかなと疑問に思いました。今年度どういう目標を立てていらっしゃるのか、私はまだ拝見していないんですけれども、収入と支出と見比べながらしっかり立ててあげないと、恐らくこのアレアスの運営側がすごく困るんじゃないかなと思うんですよ。収入に関しても、目標がかなり高い。令和3年度から令和4年度に下げているのは、これは工事の関係で下げたということですよ。でも、チケット販売数は変えなかったという、何か矛盾が生じていると思うんですよ。収入実績もそんなに上がっていない。今年度どうするかというところなんですけれども、それを加味しても、収入の増加に関してのこの6点という配点はやっぱりおかしいと思うので、少し努力が必要な部分があったんじゃないかなというのは、私の中では思うところだったんですけれども。

**○主査（日野雄二君）** もう時間がない。後で個別に答えてあげてください。

時間になりました。大石委員。

**○委員（大石仁人君）** 最後の質問で、手短に行きます。

第2次北九州市健康づくり推進プランというのが去年終わっていると思うんですよ。2018年

からなので5年間。なので、健康寿命プラス2歳へスクラムトライ！というスローガンを掲げていましたけども、5年間の総括というのをお願いします。それを受けて、今、健康づくりプランを策定中だと思うんですけども、これからの意気込みをお願いします。

**○主査（日野雄二君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長** 第2次健康づくり推進プランの達成状況についてでございます。

健康寿命プラス2歳をスローガンに取組を進めてまいりましたが、プラン策定当初の平成22年から比べまして、最新値の令和元年の健康寿命につきましては、男女ともに3歳以上の延伸をいたしております。細かい成果指標の評価につきましては、昨年実施いたしました健康づくり及び食育に関する実態調査の結果等を基に評価をしておりますけども、歯科関連の指標であるとか、受動喫煙の防止といった指標で目標値を達成している一方で、新型コロナの影響もございまして、各種健診の受診率の低下であるとか、高血圧等、健診の有所見者の割合や肥満傾向の方の割合の増加が見られておりまして、また、引き続き、生活習慣病の予防であるとか重症化予防の取組が必要と考えております。

2期の健康づくり推進プランにつきましては、現在、健康づくり懇話会で御意見をいただきながら検討しているところでございますけれども、実態調査の結果等から、市の健康課題といたしまして、オーラルヘルス、高血圧、肥満の3つを設定して取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。加えまして、就労世代を強化ターゲットにしております、こちらにつきましては商工会議所であるとか、職域とも連携を進めながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○主査（日野雄二君）** 大石委員。

**○委員（大石仁人君）** ありがとうございます。目標を大きく達成しているということで、本当にすばらしいと思います。先日、日本の高齢化率は29.1%で世界で1番である。しかも、その中で政令市の中では、今北九州市が31.2%で1番であるということで、北九州市がこれからのぐらい伸ばせるかというのが本当に日本の希望になってくると思うので、さらなる延伸というのをどれだけ本気でやるかということが重要、全市的にもここは選択と集中をすべき重要課題であると。例えば、全国では1番ではない。そこをもう突き抜けてしまうというぐらいの気持ちで本気でやっていくというところを望んでおります。先ほどおっしゃっていましたが、あらゆる面で市民の健康に対する意識を改革していくというところと早めの対策に関して、非常に重要なところだと思います。これから5年間ですかね、本気でどれだけ結果にコミットできるか、結果にこだわれるかというところだと思います。そこはこれまでやってきたことの延長線だけじゃなくて、もう新たに取りかかっていると思いますので、そこをとにかく頑張って、5年後には健康寿命が政令市の中で群を抜いて1番であるというようなことができれば、本当に最高だと思います。期待しております。頑張ってください。よろしく申し上げます。以上です。

○主査（日野雄二君）ありがとうございます。

ほかになれば、以上で本日の議案の審査を終わります。

明日は午前10時から市民文化スポーツ局関連議案の審査を行います。

本日は以上で閉会します。

---

令和4年度決算特別委員会 第2分科会 主査 日野雄二 ㊟